

# 第33期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2025年6月25日(水曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時30分)

## 場所

東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
(住友不動産九段ビル)  
ベルサール九段 3階ホール

## 決議事項

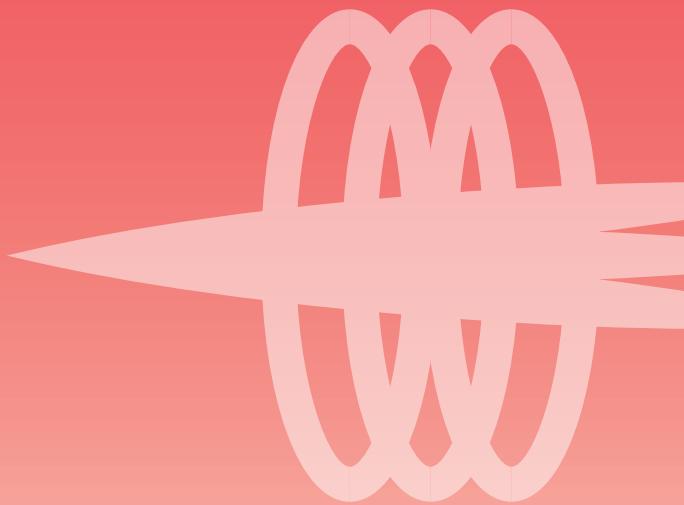
### 議案

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本金の額の減少の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

## CONTENTS

第33期定時株主総会招集ご通知	4
株主総会参考書類	7
事業報告	33
計算書類	55
監査報告	61

- ・株主総会当日の様子をご覧いただけるよう、ライブ配信を実施いたします。詳細は、[本招集ご通知の裏表紙](#)をご参照ください。
- ・法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号及び項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。



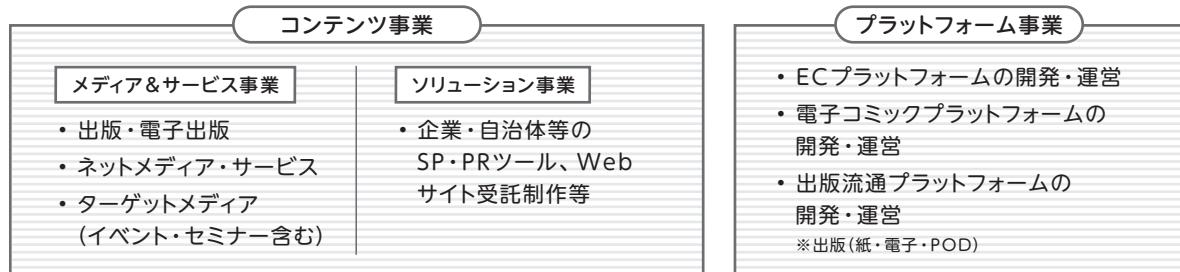
株式会社インプレスホールディングス

証券コード：9479

# インプレスグループの事業区分と事業概念図

インプレスグループは、良質で魅力ある専門コンテンツをベースに、デジタル技術を活用した出版イノベーションに常にチャレンジしてきました。IT・音楽・デザイン・山岳自然・航空鉄道・モバイルサービス等の各専門分野に特化した事業会社と、それを支える持株会社インプレスホールディングス等で構成され、事業区分としては、各種メディア&サービス及び法人向けソリューション等を提供する「コンテンツ事業」と、コンテンツビジネスの企画開発や流通販売機能を提供する「プラットフォーム事業」の2つに大別されます。

## インプレスグループの事業区分



## インプレスグループの事業概念図



# インプレスグループを構成する企業



株式会社インプレスホールディングス

impress

全社



株式会社山と渓谷社



株式会社インプレス



できる  
**Windows**  
2025年4月号  
No.1  
Copilot  
この一冊ですべてわかる  
初心者にやさしい入門書

株式会社リットーミュージック



株式会社エムディエヌコーポレーション



デザイン



イカロス出版株式会社



AIRLINE  
これが  
ANA国際線の  
新時代だ!  
旅と鉄道  
4  
旅と鉄道  
旅と鉄道  
旅と鉄道  
旅と鉄道



株式会社ICE



株式会社近代科学社  
株式会社PUBFUN  
株式会社インプレス・デジタル・バリューズ  
株式会社シフカ  
株式会社IPGネットワーク



その他



## ご挨拶

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当連結会計年度におきましては、前期に比べ減収増益となったものの、営業利益の面では二期連続の赤字決算という、誠に厳しい結果となりました。世界的な物資やエネルギー価格の高騰に加え、物流・倉庫関連コストの上昇など、外部環境の変動が当社グループにも大きく影響を及ぼしており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況を真摯に受け止め、当社グループでは、すでに着手しております事業構造改革に加え、あらゆる事業領域においてデジタル化の推進を一層加速させております。一日も早い連結黒字の回復を実現すべく、全社一丸となって諸施策に取り組んでいるところでございます。

振り返れば、当社は2000年の株式上場以来、社会的責任を果たすとともに、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりました。「面白いことを創造し、知恵と感動を共有する」という企業理念のもと、幾多の経済環境の変動を乗り越えながら、一步一步着実に歩みを進めてこられましたのは、ひとえに皆様方の温かいご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

しかしながら、昨今の出版業界を取り巻く構造的な変化や、今後の中長期的な経営戦略を見据えたとき、さらなる成長と迅速かつ柔軟な経営判断を可能とするためには、株式の非公開化という選択が最善であるとの結論に至りました。

つきましては、本年の定時株主総会において、この重要な方針に関する議案をご審議いただく運びとなっております。株主の皆様には、本議案の趣旨と背景をご賢察のうえ、何卒慎重かつ前向きなご審議を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご厚誼とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社インプレスホールディングス  
代表取締役社長兼CEO 松本 大輔

証券コード：9479

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

## 株主各位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

株式会社インプレスホールディングス

代表取締役社長 松本大輔

### 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第33期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】<https://www.impressholdings.com/ir/investor/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト】<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号（住友不動産九段ビル）  
ベルサール九段 3階ホール

3. 目的項目  
報告事項

1. 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 資本金の額の減少の件

第4号議案 取締役6名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を除いております。

① 事業報告の「主要な事業所等」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

④ 監査報告の「計算書類に係る会計監査報告」

したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

**行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで**

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分到着分まで**

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）**

**場所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号（住友不動産九段ビル）**

**ベルサール九段 3階ホール**

（末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

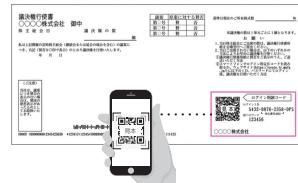
## 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のQRコードから、ログインIDやパスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



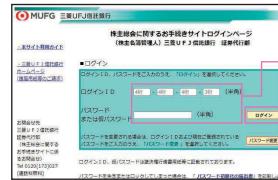
インターネットによる議決権行使の操作方法等が  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
**0120-173-027**  
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合の目的及び理由

##### (1) 株式併合の概要

今般当社は、当社の株主を、当社の支配株主である塚本慶一郎氏（以下、「塚本氏」といいます。）及び（有）T & C o.（以下、「T & C o.」といい、塚本氏及びT & C o.を総称して「残存株主ら」といいます。）のみとし、当社株式を非公開化するための手続として株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施する予定です。

本株式併合により、当社の株主は残存株主らのみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の保有する株式の数は、全て1株未満の端数となる予定です。本株式併合により生ずる1株未満の端数については、会社法（2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年7月29日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された残存株主ら以外の株主の皆様が保有する当社株式の数（以下、「基準株式数」といいます。）に210円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。詳しくは、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(1)端数処理の方法に関する事項」の「①会社法第235条第1項または同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」をご参照ください。

なお、T & C o.によれば、塚本氏は2025年5月13日現在、T & C o.と合計して当社株式16,763,200株（所有割合（注）：57.00%）を所有する当社の支配株主であります。残存株主らは本定時株主総会において本株式併合に係る議案に賛同する予定であるとのことです。

（注）「所有割合」とは、当社が2025年5月13日付で公表した「2025年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数（37,371,500株）から、同日時点で当社が所有する自己株式数（7,961,367株）を除いた株式数（29,410,133株）に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

以下、残存株主らに関する記載については、T & C o.から受けた説明に基づいております。

##### (2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針

###### ① 本株式併合の背景等

当社は、国内のインターネットサービスの台頭に伴い、1992年4月にP C解説書やI T関連誌の出版を目的として（株）インプレスとして設立され、同年7月までに創業者である塚本氏が音楽やデザイン等の専門出版社3社の株式を取得し、インプレスグループとして創設しました。1995年にオンライン直販サイト「インプレスダイレクト」とI T系ニュースサイト「INTERNET Watch」を、1997年に楽器マーケットプレイス「デジマート」を開設し、2000年10月に東京証券取引所市場第一部に当社株式を上場しました。2004年10月には会社分割により（株）インプレスを、グループの持株会社である（株）インプレスホールディングスとメディア事業会社である（株）インプレスに分離し、現在の純粹持株会社体制に移行しました。その後2022年4月の東京証券取引所の市場再編を経てスタンダード市場に上場しております。

当社の企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）は、当社ならびに当社の連結子会社12社及び持分法適用関連会社2社で構成され、「面白いことを創造し、知恵と感動を共有する」を企業理念とし、良質で魅力ある専門コンテンツをベースに、デジタル技術を活用した次世代パブリッシングモデルやメディア・コミュニティを実現し、それらの活動を通して、人間性豊かで自由な文化・社会の循環づくりに貢献することを目指しております。

IT、音楽、デザイン、山岳・自然、航空・鉄道、モバイルサービス等の専門分野ごとの個性的なメディアブランドによる雑誌・書籍等の出版を中心に、電子出版、Webメディア、SNS、イベント・セミナー、受託開発等、「紙・デジタル・リアル」の多面的な展開により、読者やユーザーに対し「実体験に基づいた、臨場感ある魅力的なコンテンツ」を届けるコンテンツ事業を主力としております。コンテンツ事業は、出版・電子出版事業、ネットメディア・サービス事業、ターゲットメディア事業、ソリューション事業の4区分から構成され、このほかに、これまで培ってきたパブリッシングモデルやメディア技術、マーケティング手法をコンテンツパートナーに提供するプラットフォーム事業を展開しております。

当社グループは、持株会社である当社を中心にグループ各社が事業の独自性を活かし、顧客ニーズにあった製商品を機動的に提供していくことで、各社及びグループ全体の企業価値の増大を図る分社経営方針をとっており、バックオフィスやデジタルマーケティング等の機能は一定程度当社に共通化して生産性向上を図っております。

しかし、出版を中心とした当社を取り巻く事業環境は、紙の出版物の販売額が19年連続で減少している上に、出版売上高に占めるコミックを除いた電子出版の割合は10数%程度から伸び悩んでおります。加えて、用紙の調達コストや印刷等の原材料費の高騰、残業規制強化による物流価格の上昇、物価高騰を考慮した従業員の報酬水準の引上げ等のコスト上昇も見込まれ、依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

このような事業環境の中、当社は2022年6月に中期経営計画を策定し「企業価値の向上」に向けて収益及び事業のポートフォリオを見直し、出版事業の構造改革と中長期の成長基盤の開発促進に継続的に取り組んでおります。当社の事業ポートフォリオにおいて、重要な収益基盤である出版事業の収益力の回復を重点課題とし、出版・電子出版事業については、不採算な製品ラインナップの整理、IPの競争力の強化、商品価格の引上げ、返品率の改善、AI活用による生産性向上等の課題に取り組んでおります。ネットメディア・サービス事業については、優良なオーディエンスを抱える専門メディアの強みに加えて、収益モデルの多角化、D to C事業モデルの開発等の施策に取り組んでおります。ターゲットメディア事業については、事業規模の回復に向けた取り組みを強化、プラットフォーム事業については、投資フェーズのD to C事業モデルの開発による新規売上の創出成果の獲得を目指しております。

かかる状況下、当社グループの2025年3月期の連結業績は、売上高が14,387百万円（前期比0.5%減）、営業利益が237百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純利益が105百万円の損失となり、2期連続の損失の計上となりました。2024年3月期の業績悪化の要因となった出版事業は事業構造改革による刊行点数の減少をカバーし増収となり、収益性は改善、また人員削減等により固定費は減少したものの、ネットメディア事業の減収と収益性の低下、ソリューション事業の減収等に加えて、オリジナルマンガの事業撤退等に伴う、一時的な損失が発生したことにも影響し、損失幅は縮小したものの、目標としていた営業利益の黒字転換には至らない状況となっております。

## ② T & Co. による本株式併合の提案の経緯・目的

T & Co. としては、当社を取り巻く外部環境として、紙の出版市場は書店の著しい減少に加え、Webへの移行が進んだために休刊する雑誌と同一の流通網に乗る一般書籍（コミックを除く。）は縮小傾向にあり、さらには依然として高い返品率が環境問題を含めた産業構造上の課題と考えているとのことです。またT & Co. として、当社は、2024年3月期以降、出版売上高自体の落ち込みが激しい中、デジタルへの転換を進めているものの、読者ニーズの多様化に合わせた適切かつ効率的な届け方に至っていないため、落ち込みを補填できていないものと考えているとのことです。

また、2022年6月策定の「中期経営計画」において、当社の主力であるコンテンツ事業に含まれる出

版分野の規模を維持しながら、デジタル及びプラットフォーム事業等を拡大することが前提の計画でしたが、出版の中でも、軸としていた書籍における生産・物流コスト上昇に加えて、返品許容を前提とした生産や大量出荷に対して、返品率や在庫水準の高止まりにより収益力が悪化している状況であると認識しているとのことです。またメディアミックスやD t o C事業モデルの開発による新規事業展開においては、基盤開発が完了し今後事業開発のフェーズであるも、現時点では大きな成果は見られていないと考えているとのことです。プラットフォーム事業の拡大についても、当初計画よりも進捗が遅れている状況であり、再度抜本的な構造改革が求められる状況と考えているとのことです。

T & C o . としては、上記のような極めて厳しい経営環境下であっても、人々がメディアに集い、出版物も含めた多様な形式で知識を得、そこで学びや成長・感動を共有したい欲求に変わりはないものと捉えているとのことです。多様な形式の中には、読書パリアフリーを実現する音声化や多言語化等も含まれますが、T & C o . は、当社の企業理念である「面白いことを創造し、知恵と感動を共有する」は正にこれを表現していると考えているとのことです。また、当社創業者である塚本氏がかつて語り、今も当社企業理念に冠されている「Human Knowledge Mediary」とは、専門媒体に集結した専門家が初学者の成長を支援し、相互に楽しみながら助け合うための媒介者・仲介者の意味であり、現在当社が進めるコミュニティ戦略と合致しているものと確信しているとのことです。加えて、当社のコンテンツやステークホルダーを含めた（ファン）コミュニティの源泉である「人」の大宗は、未だ出版事業に根差していると考えているとのことです。

T & C o . は、当社がその関係資産を活かしながら経営環境を克服し、当社事業の競争優位を取り戻し、事業を存続させ、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、足許加速している業界の再編に伴ってサプライチェーン全体の変革に取り組むとともに、コミュニティ戦略の中で進めてきたD t o C事業モデルの開発投資の成果に向け、より一層腰を据えての推進が急務だと考えているとのことです。そのためには、柔軟かつ迅速に事業を再構成できる体制構築が不可欠であり、具体的には以下のような一定の事業リスクを伴う施策の実行が必要となることから、非公開化により短期的な業績達成を求められる資本市場と離れて、投資余力及び外部パートナーとの協業が組みやすい状況をつくることが、当社を取り巻く厳しい経営環境下においても更なる企業価値の拡大を可能にする道筋であると考えているとのことです。

#### (i) 出版事業の抜本的なサプライチェーン構造改革

T & C o . は上記のように、当社主力であるコンテンツ事業分野は、紙媒体を取り巻く環境が非常に厳しく、デジタル化推進及び印刷効率化に向けた抜本的な構造改革を推進することが必要と考えているとのことです。

本株式併合により当社が非上場会社となることで、中長期的な生産・営業機能の集約等組織的な再編を行いやすくなると考えているとのことです。具体的には、当社グループ内の原材料の共同調達やオフセットとデジタル印刷の用紙統一といったコスト削減施策や、適正な初版部数や適正在庫を予測するためのシステム投資及び重版をデジタル印刷に移行する等効率的な生産体制を実現していくとのことです。また営業体制については、取次営業から書店営業への移行及び書店に向けたデータドリブンなソリューションを提供できるようなシステム投資・社内リソース最適化を目指していくとのことです。自社での取り組みだけでなく、他社との協業を含めて事業の構造改革や投資等を積極的に取り組んでいくとのことです。

このような構造改革は、組織体制の見直しによる事業リスクや、システム投資といった先行投資による一時的な収益及びキャッシュ・フローのマイナス要因になることが想定されるものの、中長期的な観点では、生産性の向上やソリューション力強化に伴い、売上高及び収益の増加が実現できるものと考えているとのことです。

#### (ii) コミュニティ戦略の推進と事業ポートフォリオの構造転換

T & C o . として、当社は、雑誌を中心とした趣味領域における新しいD t o C事業モデルとして、主に音楽分野にてコミュニティ戦略を推進しており、趣味を深掘りするロイヤリティの高い顧客基盤に対して価値を最大化するもので、収益面はこれからであるものの、同様の取り組みを山岳・自然や航空・鉄道分野にも段階的かつ長期目線で拡大することで、ニッチな領域であるも、当社全体の顧客基盤における成

長を見込めるものと考えているとのことです。一方、書籍を中心とした実用領域であるＩＴ、デザイン、理工学分野においては、生成AIやGIGAスクールの本格導入に合わせた教育事業への着手により、30周年を迎えた累計8,000万部のパソコン入門書「できるシリーズ」や月間1億PVを超える「Impress Watchシリーズ」のブランドを活かして、書籍の新しい読み方を実現・拡張する学習プラットフォームを構築していくとのことです。

また、主力のコンテンツ事業に加えて当社は、ECや電子コミック、ユーザーによるセルフ出版を含むPOD（プリント・オンデマンド）といったプラットフォーム事業を開拓され、継続的に新たな取り組みを推進していますが、電子コミックとPODについては成長に鈍化が見られるため、シナジーを生む協業パートナーの獲得が必要と認識しているとのことです。

本株式併合後は、上記(i)の取り組みのほか、上場維持コスト削減等により、投資余力が見込めるから、これらの推進を強化するとともに、他分野のECやプラットフォーム事業の開発への社内リソース振り向けや人材採用を含め、直販商材の拡大に向けて積極的な投資を検討していくと考えているとのことです。中長期的には他社IPホルダーのM&Aも視野に入れつつ、積極的な事業構造転換に取り組んでいくとのことです。

#### (iii) パートナー企業との提携関係構築による事業インキュベーションと成長

T&Co.として、当社は、かねてより出版分野の構造転換の課題解決に向け、当社単独での成長だけでなく、外部の提携関係を図れるパートナー企業を模索している一方で、上場会社として既存株主の利益に配慮した事業運営が必要となる中、外部提携を活用した迅速かつ大胆な事業方針の転換は難しいものと考えているとのことです。

本株式併合により当社が非上場会社となることで、出版分野での最適なパートナー企業との提携を検討することが可能になり、より成長性を見込めるプラットフォーム事業や新たな事業に経営資源を投下することで、今後の持続的な成長を実現していくと考えているとのことです。当社が強みとする領域に特化したECサイトの開設や、コミュニティサイトの運営、アプリ開発といったマーケティングツール・ソリューションを初学者や専門家、趣味人向けに提供し、コンテンツの音声化や多言語化を含めて新たな収益源の創出に向けて積極的に取り組んでいくことにより、中長期的な観点での売上高及び収益力の向上が期待できるものと考えているとのことです。

#### (iv) 機動的な人材配置及び専門人材の新規採用と最適な組織体制

T&Co.は、上記の取り組みを推進するためには、部門や会社を跨いで課題解決ができる、豊富な専門知識及び経験を有する人材が必要であり、さらにその人材が現場で能力を最大限に発揮できる体制が構築されていることが前提であると認識しているとのことです。体制を早期に構築するために、専門人材の採用や増員、新たな研修プログラムを実施すると同時に、グループ内のワークシェア制度の刷新や、社内ベンチャー及び新規プロジェクト等の立ち上げを容易にする施策を実行することが必要と考えているとのことです。また、従業員の待遇改善についても重要な経営課題であり、当社従業員のエンゲージメント向上を目指し、人的資本経営を実現していくとのことです。

T&Co.は、当社が、将来に亘って事業を存続させ、更なる成長を目指すためには上記の各施策を早急に実施する必要があると考えている一方で、当社株式を上場させたままこれらの各施策を実施することは、当社の業績悪化リスクを当社の株主の皆様に負担させることにつながりかねず、当社が上場を維持したまま各施策を推進することに限界があると考えているとのことです。

また、T&Co.は、当社の上場以降、当社は知名度の向上による優れた人材の確保、社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してきたものの、こうした知名度や社会的な信用力の向上等については、株式の上場以外の方法によっても実現可能であること、現在の財務状況等から、当面は借入による資金調達によって必要資金を賄い、エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込んでいないこと、当社株式の上場を維持するために必要なコスト（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する人的負担、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する金銭的負担、内部統制関連コスト）を踏まえると、今後も継続して当社株式の上場を維持することの意義を見出しにく

い状況にあると考えているとのことです。

以上のような検討を経て、T & C o. は、当社が上記施策を実施するにあたっては、当社株式を非公開化することが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避しつつ、中長期的な観点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も適切な手段であるという結論に至り、2024年12月上旬、当社に本株式併合の実施に向けた協議・交渉の申し入れを行い、2025年3月上旬に提案書提出に至ったとのことです。

### ③ 当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由

当社は、上記「② T & C o. による本株式併合の提案の経緯・目的」に記載のとおり、2024年12月上旬にT & C o. から本株式併合の実施に向けた上記協議・交渉の申し入れを受け、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(3)親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、塚本氏はT & C o. と合計して当社株式16,763,200株（所有割合：57.00%）を所有する支配株主であるため、本株式併合においては、その構造上、当社の取締役会と当社の少数株主との間で利益相反の問題が生じる可能性があることから、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、役務内容、案件実績及び費用を検討した上で、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. から独立したリーガル・アドバイザーとしてTM I 総合法律事務所を2025年3月上旬に選任しました。

その後、当社は、本株式併合の実現可能性等についてTM I 総合法律事務所を含めて協議・検討を進め、本株式併合を実施することについて本格的な検討を開始することとしました。なお、当社は、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、(i)本株式併合を決議する株主総会における決議要件の充足見込みについて、残存株主らが当社の総議決権の57.00%を保有しており、当社の直近3期の各定期株主総会の議案ごとの議決権行使比率は最大で82%程度であることを踏まえると、本株式併合を決議する株主総会における議決権行使比率が直近3期の各定期株主総会の議案ごとの議決権行使比率の最大値と同程度であったとしても、残存株主らが賛成の議決権行使を行うことにより、本定期株主総会における本株式併合に係る議案について議決権行使する株主の3分の2以上の賛成が見込まれることから、本株式併合を実施するために公開買付けを前置する必要は必ずしもなく、(ii)また、仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザーカー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、少数株主の皆様に分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるところ、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能となると見込まれること、(iii)少数株主の皆様が本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金額の額（以下、「本件端数処理交付見込額」といいます。）に不満があるとして本株式併合に反対する場合には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が認められており、少数株主の皆様は公正な株式買取価格の決定を求めて裁判所に申立てを行うことができること等、少数株主の皆様の利益保護に資する制度が設けられていること等から、不合理とはいえないとの考えに至り、上記の本格的な検討を開始したものです。

そして、当社は、残存株主らから独立した立場で当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本株式併合の提案に係る検討、交渉及び判断するための体制を整備いたしました。具体的には、当社取締役会は、2025年3月18日に、当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者から構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会自ら残存株主ら及びその他の取引関係者と協議・交渉する権限を付与するとともに、本株式併合に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合について妥当でないと判断した場合には、本株式併合を行う旨の意思決定を行わないことを決議いたしました（本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(3)親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害

さないように留意した事項」の「③当社における特別委員会の設置」をご参照ください。)。また、本特別委員会は、その独立性及び専門性を検討した上で、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. から独立した本特別委員会の第三者算定機関として㈱K P M G F A S (以下、「K P M G F A S」といいます。)を2025年3月中旬に選任しております。

そのうえで、本特別委員会は、2025年4月21日に、T & C o. から、本件端数処理交付見込額を1株当たり180円とする旨の提案を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025年4月22日に、T & C o. に対して、本特別委員会が選定した第三者算定機関による試算を踏まえた結果、T & C o. の提案価格(180円)は当社株式の本源的価値に照らして必ずしも十分な価格とは評価し難いとして、本件端数処理交付見込額の引上げを要請しました。その後、本特別委員会は、2025年4月24日に、T & C o. から、本件端数処理交付見込額を1株当たり190円とする提案を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025年4月25日に、T & C o. に対して、本特別委員会が選定した第三者算定機関による試算及び同種過去事例におけるプレミアム水準を踏まえ、T & C o. の提案価格(190円)は、少数株主にとって必ずしも十分な価格とは評価し難い水準として、本件端数処理交付見込額の引上げを要請しました。その後、本特別委員会は、2025年5月7日に、T & C o. から、本件端数処理交付見込額を1株当たり210円とする提案を受領し、T & C o.との間で、本件端数処理交付見込額を1株当たり210円とすることで合意に至りました。

その後、本特別委員会は、当社に対して、2025年5月12日付で答申書(以下、「本答申書」といいます。)を提出しました(本答申書の概要等については、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(3)親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における特別委員会の設置」をご参照ください。)。そのうえで、当社は、リーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所から受けた法的助言、ならびに本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるK P M G F A S から本特別委員会に提出された株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本株式併合により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本件端数処理交付見込額その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本株式併合により当社の株主を残存株主のみとし、当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

- 当社の主力であるコンテンツ事業が属する出版事業においては、年々市場規模が縮小していることに加え、用紙の調達コストや印刷等の原材料費の高騰、残業規制強化による物流価格の上昇、物価高騰を考慮した従業員の報酬水準の引上げ等のコスト上昇も見込まれ、厳しい事業環境が続いていること。
- このような経営環境を踏まえると、T & C o. が提案する出版事業の抜本的なサプライチェーンの構造改革、コミュニティ戦略の推進と事業ポートフォリオの構造転換、パートナー企業との提携関係構築による事業インキュベーションと成長、機動的な人材配置及び専門人材の新規採用と最適な組織体制の構築といった施策は、当社の経営戦略と一致しており、中長期的な視点で、当社の収益性を向上させる観点から有効であり、積極的に推進していくべきものといえること。
- 一方で、これらの各施策を早急に実施する必要があると考えるもの、事業構造改革及び事業開発に伴う継続的な先行投資による業績悪化リスクを当社の株主の皆様に負担させることに繋がりかねないため、当社株式を非公開化することで迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することが有用といえること。
- また、当社株式の非公開化を行った場合には、上場維持コストを削減することもでき、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になると考えられること。
- 仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、少数株主の皆様に分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるが、公開買付けを前置しない株式併合の場合これらが

不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能になると考えられること。

- ・ 非公開化後の運転資金の調達に一定の目処が立っており、当社株式の取得に要する資金の全額を自己資金により充当した場合でも、経営に重大な悪影響を及ぼさない考えられること。
- ・ なお、一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、当社の現在の財務状況等からは、エクイティ・ファイナンスの活用による株式市場からの資金調達の必要性は見込まれない上、当社がこれまでに培ってきたコンテンツ事業者としての知名度や信用力に鑑みれば、非公開化により当社の事業に重大な悪影響を及ぼすことは考えにくいくこと。

また、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断いたしました。

- ・ 本件端数処理交付見込額である210円は、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(2)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」に記載されているKPMG FA Sによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの上限値を上回る金額であること。
- ・ 本件端数処理交付見込額である210円は、本株式併合の公表日の前営業日である2025年5月12日のスタンダード市場における当社株式の終値159円に対して32.08%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。）、2025年5月12日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値162円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して29.63%、過去3ヶ月間の終値単純平均値154円に対して36.36%、過去6ヶ月間の終値単純平均値148円に対して41.89%のプレミアムが加算されたものであるが、過去約6年（2019年6月28日以降）の間に実施された類似取引事例166件（株式非公開化を目的とした上場子会社への公開買付け（MBOまたは支配株主による従属会社買収に該当するもの）及び公開買付けを前置しない現金対価での株式併合事例）におけるプレミアム分析によれば、類似取引事例のプレミアムの中央値は、公表日前日の終値に対して40.4%（小数点以下第二位を四捨五入しております。以下、類似取引事例のプレミアムの計算において同じです。）、同直近1ヶ月間の終値平均株価に対して41.7%、同直近3ヶ月間の終値平均株価に対して42.4%、同直近6ヶ月間の終値平均株価に対して43.2%であることが認められ、本件端数処理交付見込額のプレミアムは、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らしてやや見劣りするものの、公表日前日の終値、直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、直近6ヶ月間の終値平均株価のいずれについてもプレミアムの水準が30%台である事例が数多く存在することも踏まえれば、合理的との評価が可能である水準のプレミアムが付されていると考えていること。
- ・ 下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(3)親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- ・ 本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は、上記の措置が採られた上で、本特別委員会及びT&CO. の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- ・ 当社が本特別委員会から2025年5月12日付で取得した本答申書においても、本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の取引条件は妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではない旨判断されていること。
- ・ 本件端数処理交付見込額は、理論上の清算価値とされる当社の2024年12月31日時点の連結貸借対照

表上の純資産の額から算出した1株当たり純資産額（255.30円）を下回っているものの、当社が保有する資産の売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、実際の清算価値は理論上の清算価値よりも相当程度下回ることが見込まれること（なお、本特別委員会において、清算に伴う各種コスト等に関する見積りは取得しておらず、本件端数処理交付見込額と、実際の見積金額を積み上げて概算された想定清算コスト等を勘案して算出される清算価値との比較検討までは行っておりません。）、また、純資産額は、会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の株式価値の算定において重視することは合理的ではないと考えていること。

以上より、当社は2025年5月13日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（当社の取締役である塚本由紀氏を除いた取締役5名）の全員一致での賛同により、本株式併合を本定時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、当社は、2024年11月7日に「連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、2025年3月期第2四半期（中間期）及び通期連結業績予想の下方修正（以下、「本業績予想修正」といいます。）を行っておりますが、本業績予想修正は、2024年12月上旬に当社がT & C O. から本株式併合の実施に向けた協議・交渉の申し入れを受ける前に、東京証券取引所の適時開示基準に基づいて開示したものであり、本株式併合に関連して、または本株式併合を意図して行われたものではありません。

なお、当社の取締役のうち、塚本由紀氏は塚本氏の親族であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本株式併合における取引関係者との間の本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉にも一切参加しておりません。

#### ④ 本株式併合後の経営方針

T & C O. によると、上記「②T & C O. による本株式併合の提案の経緯・目的」に記載の施策を推進することですが、各施策については当社の担当部門と協議・調整のうえ、適切な時期に実施する予定のことです。なお、T & C O. と当社の取締役との間では、本株式併合後の役員就任について何らの合意も行っておりませんが、本株式併合後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本株式併合の効力発生後、当社と協議しながら決定していく予定のことです。また、本株式併合後の当社の従業員については、原則として現在の待遇を維持することを予定しているとのことです。

### 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

#### (1) 株式併合の割合

当社株式について、3,306,600株を1株に併合いたします。

#### (2) 株式併合がその効力を生ずる日

2025年7月30日

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

32株

### 3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について3,306,600株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1)株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を残存株主らのみとする目的として行われること、ならびに下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

#### (1) 端数処理の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項または同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1)株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合により、当社の株主は残存株主らとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株未満の端数と

なる予定です。

当該1株未満の端数に相当する数の株式については、当社株式が2025年7月28日をもって上場廃止となり、市場株価のない株式となる予定であることから、競売によって買付人が現れる可能性が期待できないこと等を踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、基準株式数に210円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名または名称

(株)インプレスホールディングス

③ 当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式（以下、「本端数相当株式」といいます。）の売却代金の支払のための資金に相当する額の現預金を有しております。また、当社において、本端数相当株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していません。

したがって、当社は、本端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

なお、当社は、本端数相当株式の売却代金の支払のための分配可能額を確保するため、下記第3号議案記載のとおり、資本金の額の減少（減資）を行う予定です。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年8月中旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数相当株式を当社が買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年8月下旬を目途に、本端数相当株式を買い取り、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2025年10月頃を目途に、当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

（2）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

① 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

上記「(1)端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、本件端数処理交付見込額は、各株主の皆様の基準株式数に210円を乗じた金額となる予定です。

本件端数処理交付見込額については、上記「1.株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程ならびに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、以下の点等を踏まえ、当社の株主の皆様にとって妥当であると判断しております。

- ・ 本件端数処理交付見込額である210円は、下記「②算定に関する事項」に記載されているKPMG FASによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定結果のレンジの上限値を上回る金額であること。

- ・ 本件端数処理交付見込額である210円は、本株式併合の公表日の前営業日である2025年5月12日のスタンダード市場における当社株式の終値159円に対して32.08%、2025年5月12日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値162円に対して29.63%、過去3ヶ月間の終値単純平均値154円に対して36.36

%、過去6ヶ月間の終値単純平均値148円に対して41.89%のプレミアムが加算されたものであるが、過去約6年（2019年6月28日以降）の間に実施された類似取引事例166件（非公開化を目的とした上場子会社への公開買付け（MBOまたは支配株主による従属会社買収に該当するもの）及び公開買付けを前置しない現金対価での株式併合事例）におけるプレミアム分析によれば、類似取引事例のプレミアムの中央値は、公表日前日の終値に対して40.4%、同直近1ヶ月間の終値平均株価に対して41.7%、同直近3ヶ月間の終値平均株価に対して42.4%、同直近6ヶ月間の終値平均株価に対して43.2%であることが認められ、本件端数処理交付見込額のプレミアムは、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らしてやや見劣りするものの、公表日前日の終値、直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、直近6ヶ月間の終値平均株価のいずれについてもプレミアムの水準が30%台である事例が数多く存在することも踏まえれば、合理的との評価が可能である水準のプレミアムが付されていると考えていること。

- 下記「(3)親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められる
- こと。
- 本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は、上記の措置が採られた上で、本特別委員会及びT & C o. の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- 当社が本特別委員会から2025年5月12日付で取得した本答申書においても、本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の取引条件は妥当であり、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨判断されていること。
- 本件端数処理交付見込額は、理論上の清算価値とされる当社の2024年12月31日時点の連結貸借対照表上の純資産の額から算出した1株当たり純資産額（255.30円）を下回っているものの、当社が保有する資産の売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、実際の清算価値は理論上の清算価値よりも相当程度下回ることが見込まれること（なお、本特別委員会において、清算に伴う各種コスト等に関する見積りは取得しておらず、本件端数処理交付見込額と、実際の見積金額を積み上げて概算された想定清算コスト等を勘案して算出される清算価値との比較検討までは行っておりません。）、また、純資産額は、会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の株式価値の算定において重視することは合理的ではないと考えていること。

以上のことから、当社は、本件端数処理交付見込額について、相当と判断しております。

## ② 算定に関する事項

### (i) 算定機関の名称ならびに当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. との関係

本特別委員会は、本株式併合に伴う本件端数処理交付見込額の決定に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないKPMG FASに当社の株式価値の算定を依頼し、2025年5月12日付で、KPMG FASより当該算定結果に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得いたしました。なお、本株式併合に係るKPMG FASの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

### (ii) 算定の概要

KPMG FASは、当社株式がスタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映させる目的からDCF法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行いました。上記各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法：	148円から162円
類似会社比較法：	152円から180円
D C F 法：	166円から208円

市場株価法では、基準日を2025年5月12日として、スタンダード市場における当社株式の基準日終値159円、直近1ヶ月間の終値単純平均値162円、直近3ヶ月間の終値単純平均値154円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値148円を基に、当社株式の1株当たりの価値を148円から162円までと算定しております。

類似会社比較法においては、当社に加えて、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社として(株)アルファポリス、スターツ出版(株)、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株)、(株)中央経済社ホールディングス、(株)昭文社ホールディングス、(株)ハルメクホールディングス、アイティメディア(株)及び(株)イードを選定した上で、企業価値に対するE B I T D Aの倍率を用いて株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を152円から180円と算定しております。

D C F 法では、当社が作成した2025年3月期から2030年3月期までの事業計画、当社の2024年12月末における財務情報及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2025年3月期第4四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値を166円から208円までと算定しております。なお、割引率は8.6%から10.6%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.0%から2.0%として算定しております。K P M G F A S がD C F 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測（以下、「本財務予測」という。）は以下のとおりです。なお、当該事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期（3ヶ月）は、2024年12月末が休日のため売掛金の回収がずれ込んだことによる受取手形、売掛金及び契約資産の増加を織り込んでいるため、フリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。2026年3月期は、不採算事業からの撤退と出版事業の収益力の改善により、黒字に転換する予想となっております。2027年3月期は、出版事業の構造改革やD t o C 事業モデルの開発に伴うシステム開発投資等の新規開発投資を織り込んでいるため、フリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでおります。2029年3月期は、上記新規開発投資等の効果が発現することによる増益を見込んでおります。

なお、本財務予測における2025年3月期の連結売上高の計画値（14,330百万円）は、対象者が2025年2月12日付で開示した「2025年3月期第3四半期決算短信【日本基準】（連結）」における2025年3月期の連結業績予想（連結売上高14,560百万円）と異なるものの、これは当社が本事業計画を作成するに際して、足元の事業進捗状況を反映させたことにより生じたものです。

また、本事業計画については、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会において質疑応答を行い、本特別委員会による確認を受けております。

本株式併合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積ることが困難であるため以下の財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2025年 3月期 (3ヶ月)	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	3,556	14,400	14,770	15,120	15,290	15,450
営業利益	▲33	100	220	430	530	565
E B I T D A	96	385	586	792	882	917
フリー・キャッシュ・フロー	664	145	▲105	396	516	543

KPMG FASは、本特別委員会への株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測については、当社の事業計画作成者により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、財務デュー・ディリジェンス、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。

また、KPMG FASは、本特別委員会からの依頼に基づき、本件端数処理交付見込額が、一定の条件（注）の下に、当社の株主にとって財務的な観点から見て公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下、「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を、2025年5月12日付で本特別委員会に対して提供しております。

(注) 本フェアネス・オピニオンは、上記の市場株価法・類似会社比較法・DCF法による株式価値算定結果に照らして、本件端数処理交付見込額である1株当たり210円が、当社の株主にとって財務的な観点から見て公正であることを意見表明するものです。なお、上記のとおり、DCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測において、本株式併合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味されておりません。

KPMG FASは、本フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたり、公開されている情報及び当社より提供を受けた情報等を正確かつ完全なものとして採用しており、その正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、KPMG FASは、当社の事業計画作成者がこれらの情報を重要な点で不正確または誤解を招くものとする事実または状況を認識していないことを前提としております。当社の事業計画については、当社の事業計画作成者によって現時点で入手可能な最善の見積り及び判断に基づき、合理的に準備、作成されていることを前提としております。KPMG FASは、当社の事業計画作成者が作成した事業計画の実現可能性について独自に検証は行わず、これらの事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

本フェアネス・オピニオンにおける意見表明は、本フェアネス・オピニオンの日付までに入手可能な情報に基づいており、入手した情報を重大な誤りとする事実があった場合、または今後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンで表明される意見に影響を及ぼす可能性があります。KPMG FASは、当社の資産・負債（偶発債務を含む。）について独自に評価・鑑定を行っておりません。KPMG FASは、当社の資産または施設の物理的検査を行う義務を負っておらず、また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて当社の支払能力または公正価値を評価していません。

本フェアネス・オピニオンの作成にあたってKPMG FASが当社に要求した情報のうち、当社から情報の提供または開示を受けられず、その他の方法によってもKPMG FASが評価の基礎として使用できなかったものについては、KPMG FASは、当社の同意の下で、KPMG FASが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。KPMG FASのかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合には、それが当社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、KPMG FASは独自の検証を行っておりません。

KPMG FASは、本株式併合が重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、当社または本株式併合で想定される利益に悪影響を与える可能性のある遅延、制限または条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認または同意を得ることができること、またかかる承認及び同意の内容が、本件端数処理交付見込額に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、当社は、本件端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提としております。KPMG FASは、当社より提供または開示を受けた情報のほか、本件端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす偶発債務または簿外債務は存在しないことを、当社に確認のうえ、前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、本株式併合の承認の是非について、本特別委員会に対して助言することを意図するものではなく、また、かかる助言を構成するものではありません。さらに、本フェアネス・オピニオンは、本株式併合について、当社が利用または実行できる可能性のある他の戦略または取引と比較した場合の相対的な利点、あるいは当社が本株式併合を実行または継続するにあたっての基礎となる事業決定について、意見または見解を表明するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式併合またはそれに関連する事項に関し、株主の議決権行使や行動について、いかなる意見や提言を表明するものではありません。KPMG FASは、当社の株式が本株式併合完了前に取引される価格、または取引されるべき価格に関して意見を表明するものではありません。

KPMG FASの意見は、本フェアネス・オピニオンの日付時点で有効な財務、経済、市場その他の条件、及びKPMG FASが入手可能な情報に基づいております。本フェアネス・オピニオンの日付以降に発生した事実は、本フェアネス・オピニオンの意見及びそれを準備する際に使用した仮定に影響を及ぼす場合がありますが、KPMG FASは本フェアネス・オピニオンを更新、改訂または再確認する義務を負わないものとします。

### (3) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

塚本氏はT & C o. と合計して当社株式16,763,200株（所有割合：57.00%）を所有する当社の支配株主であり、本株式併合においては、その構造上、当社の少数株主との間で利益相反の問題が生じる可能性があることから、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。なお、本株式併合においては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の条件を設定しておりませんが、当社としては、以下の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

上記「(2)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」に記載のとおり、本特別委員会は、本株式併合に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. から独立した第三者算定機関として独自に起用したKPMG FASから株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しています。当該株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの概要については、上記「②算定に関する事項」の「(ii)算定の概要」をご参照ください。

なお、KPMG FASは、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. の関連当事者には該当せず、本株式併合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本株式併合に係るKPMG FASの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

#### ② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式併合に係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. から独立したリーガル・アドバイザーとしてTM I総合法律事務所を選任し、同事務所から、本株式併合に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、TM I総合法律事務所は、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. の関連当事者には該当せず、本株式併合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本株式併合に係るTM I総合法律事務所の報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

#### ③ 当社における特別委員会の設置

当社は、本株式併合に係る意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年3月18日、当社な

らびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o. から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される本特別委員会（本特別委員会の委員としては、当社の独立役員であり社外取締役である白石徹氏、当社の独立役員であり社外監査役である松本伸也氏（弁護士 丸の内総合法律事務所）及び九里和男氏（税理士 九里和男税理士事務所）ならびに岡裕信氏（税理士 岡税理士事務所）を選定しております。）を設置しました。なお、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o.からの独立性を考慮した上で、白石徹氏は、当社の社外取締役であり、当社の事業に一定の知見を有していること、松本伸也氏及び九里和男氏は、当社の社外監査役であり、当社の事業に一定の知見を有しており、松本伸也氏は弁護士資格、九里和男氏は税理士資格を有していることから、特別委員会の委員として当社の事業に知見を持つつ、分野の専門性を活かして適切に諮問事項の検討等を行うことが可能であると判断し、岡裕信氏は税理士としての専門性に加え同種の案件の特別委員会の委員としての経験を有しており、特別委員会の委員として適切であると判断しました。なお、当社の独立社外取締役である藤倉尚氏につきましては、当初は特別委員会の委員として選任予定でしたが、本業との兼ね合いで特別委員会への出席がかなわないことも多くなると見込まれるため、特別委員会において必要かつ十分な検討を行う時間を確保すべく自らは辞退したい旨のご意向を頂戴し、応諾いたしました。また、当社は、当初からこの4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。さらに、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。なお、当社取締役会は、本株式併合に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合について妥当でないと判断した場合には、本株式併合を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議しました。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i)当社の費用負担の下、本株式併合に係る調査を行うことができる権限、(ii) 本特別委員会自ら残存株主ら及びその他の取引関係者と協議・交渉する権限、(iii) 当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、及び (iv) 本株式併合に係る当社のアドバイザーを指名し、または変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限等を与えることを決定しました。

そして、当社は、本特別委員会に対し、(a)本株式併合の目的の合理性（本株式併合が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b)本株式併合の取引条件の妥当性（本株式併合の実施方法や対価の妥当性を含む。）に関する事項、(c)本株式併合の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、当社取締役会が本株式併合の実施を決定することが少数株主に不利益か否か（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）の検討を行い、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを2025年3月18日に委嘱しました。

これを受けて、本特別委員会は、2025年3月18日開催の初回の本特別委員会において、T M I 総合法律事務所について、その専門性及び独立性に問題がないことを確認のうえ、本株式併合に関する当社のリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としてもT M I 総合法律事務所から必要な助言を受けることができることを確認しました。また、本特別委員会は、本株式併合の是非及び条件の妥当性を検討するに当たり、その透明性・合理性を確保するため、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o.から独立し、かつ関連当事者に該当しないK P M G F A Sを本特別委員会の第三者算定機関に選任しました。

本特別委員会は、2025年3月18日より2025年5月12日まで合計10回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、T & C o. から本株式併合を提案するに至った経緯及び理由、本株式併合の目的、本株式併合により実現が期待される効果、本株式併合の諸条件等に関する説明を受け、質疑応答を行うとともに、当社に対して、T & C o. の説明についての考え方に関する見解を聴取しました。さらに、本株式併合における本件端数処理交付見込額の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、自ら、当社ならびに当社の支配株主である塚本氏及びT & C o.から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないK P M G F A Sに当社の株式価値の算定を依頼し、2025年5

月12日付で、KPMG FASより当該算定結果に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得するとともに、KPMG FASから当社株式の株式価値の算定方法及び結果に関して、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、事業計画作成者に対して、事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行った上で、事業計画に一定の合理性があることを確認し、当該事業計画を承認しました。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は、KPMG FASの算定結果を参考に、かつTMI総合法律事務所と議論を重ね、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。また、本特別委員会は、当社の支配株主である塚本氏及びT&Co.との間で本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の諸条件について交渉を実施し、その結果についても本諮問事項の協議・検討において踏まえています。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年5月12日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しました。

(a) 本株式併合の目的の合理性（本株式併合が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

(ア) 本株式併合の目的等

本特別委員会は、上記「1.株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程ならびに本株式併合後の経営方針」の「①本株式併合の背景等」、「②T&Co.による本株式併合の提案の経緯・目的」及び「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載の事項の具体的な内容の及びこれらを踏まえた本株式併合による当社株式の非公開化の是非等について、本特別委員会は、T&Co. 及び当社との質疑応答を行い、その合理性を検証したところ、以下のとおり判断するに至った。

上記「1.株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程ならびに本株式併合後の経営方針」の「①本株式併合の背景等」、「②T&Co.による本株式併合の提案の経緯・目的」及び「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」のとおり、出版業界の市場規模の縮小傾向及び高コスト化等による当社が置かれた厳しい事業環境を踏まえ、当社は取り組むべき諸施策を迅速果断に推進していく必要があることについては、T&Co. 及び当社経営陣の考えは一致している。また、諸施策の実施にあたっては、当社の業績悪化リスクを当社の株主の皆様に負担させることにつながりかねないとT&Co.が懸念を表明しているように、当社が諸施策を遂行していく過程においては投資が先行することになり、一時的な業績悪化は不可避と考えられ、短期的な利益を求める傾向にある少数株主の理解を得られず、迅速果断な経営の意思決定の妨げになるとの懸念も強ち不合理とは認められない。また、KPMG FASから取得した株式価値算定書によれば、当社が作成した中期経営計画を前提とした当社株式の本源的価値を示すDCF法による株式価値の算定結果は、その算定レンジの最高値でさえ、2024年12月31日時点の連結貸借対照表上の純資産の額から算出した当社の1株当たり純資産額（255.30円）を下回っており、当社株式の上場維持を前提とした場合、株式市場の期待に十分に応えることができる成長戦略を示すことができるかは評価の分かれるところである。加えて、当社株式の上場維持コストは、当社の利益水準を踏まえると相応の負担になっていると考えられ、当社株式の非公開化により、これを削減して経営資源の有効活用を図ることのメリットは小さくない。これらを踏まえると、本株式併合は、当社の少数株主の利益を配慮しつつ、残存株主が当社の全ての経営責任（経済的負担を含む。）を負って迅速に事業構造改革に取り組むための取引と認められることから、一定の合理性があるものと認められる。

また、一般論として、株式の非公開化を行った場合には、上場会社として享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、当社がこれまでに培ってきたコンテンツ事業者としての知名度や信用力に鑑みれば、非公開化により当社の取引先との関係に重大な悪影響を及ぼすことは考えにくく、また、当社の従業員のモチベーションの低下や人材採用への悪影響を招くことも想定しにくい。

(イ) 小括

以上を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本株式併合の目的は合理的であ

ると判断するに至った。

(b) 本株式併合の取引条件の妥当性（本株式併合の実施方法や対価の妥当性を含む。）に関する事項について

(ア) 本株式併合の実施方法

本株式併合は、通常の株式非公開化案件において一般的に行われるような公開買付けを前置せずに実施されるものであるところ、残存株主らが当社の総議決権の57.00%を保有しており、当社の過去の株主総会における議決権行使状況を踏まえると、株主総会における本株式併合に係る議案について否決される可能性は低い。また、仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、本株式併合ではこれらのコストを削減することが可能であり、その削減分は、残存株主らが本件端数処理交付見込額の引上げの要請に応じる可能性を高めることに寄与するとも考えられる上、公開買付けを前置する場合には、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるところ、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より短期間で当社株式の非公開化が可能となると見込まれる。以上を踏まえると、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施することにも合理性があると認められる。

(イ) KPMG FASから取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン

本特別委員会が、当社及び残存株主らから独立した第三者算定機関であるKPMG FASから取得した株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると148円から162円、類似会社比較法によると152円から180円、DCF法によると166円から208円とされているところ、本件端数処理交付見込額である210円は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定結果のレンジの上限値をいずれも上回るものである。

そして、本特別委員会は、KPMG FASから株式価値評価に用いられた算定方法等について、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

また、本件端数処理交付見込額である210円は、当社株式の2025年5月12日の東京証券取引所スタンダード市場における終値159円に対して32.08%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値162円に対して29.63%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値154円に対して36.36%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値148円に対して41.89%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。本特別委員会がKPMG FASから提供を受けた過去約6年（2019年6月28日以降）の間に実施された類似取引事例166件（株式非公開化を目的とした上場子会社への公開買付け（MBOまたは支配株主による従属会社買収に該当するもの）及び公開買付けを前置しない現金対価での株式併合事例）におけるプレミアム分析によれば、類似取引事例のプレミアムの中央値は、公表日前日の終値に対して40.4%、同直近1ヶ月間の終値平均株価に対して41.7%、同直近3ヶ月間の終値平均株価に対して42.4%、同直近6ヶ月間の終値平均株価に対して43.2%であることが認められ、本件端数処理交付見込額のプレミアムは、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らしてやや見劣りするものの、公表日前日の終値、直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、直近6ヶ月間の終値平均株価のいずれについてもプレミアムの水準が30%台である事例が数多く存在することも踏まえれば、合理的との評価が可能である水準のプレミアムが付されていると認められる。

なお、本件端数処理交付見込額は、理論上の清算価値とされる当社の2024年12月31日時点の連結貸借対照表上の純資産の額から算出した1株当たり純資産額（255.30円）を下回っている。本特別委員会において、清算に伴う各種コスト等に関する見積りは取得しておらず、本件端数処理交付見込額と、実際の見積金額を積み上げて概算された想定清算コスト等を勘案して算出される清算価値との比較検討までは行っていないものの、当社が保有する資産の売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、実際の清算価値は理論上の清算価値よりも相当程度下回ることが見込まれ、また、継続企業の前提（ゴーイング・コンサーン）に基づくと、当社の株式価値の算定において1株当たり純資産額を重視することは必ずしも合理的ではないと考えられる。

そして、本特別委員会がKPMG FASから取得したフェアネス・オピニオンによれば、本件端数処理交付見込額は当社の株主にとって財務的な観点から見て公正であるとされている。

このように、本特別委員会は、当社及び残存株主から独立した第三者算定機関であるKPMG FASから株式価値算定書を取得し、さらにはフェアネス・オピニオンを取得して、本件端数処理交付見込額の公正性に関して第三者の意見を求め、本株式併合の実施にあたって、少数株主等の利益保護のために慎重な検討を行っている。

#### (ウ) 事業計画の合理性

KPMG FASは、DCF法による算定の基礎としたフリー・キャッシュ・フローの算出において、当社作成の5期分の将来事業計画（2026年3月期～2030年3月期）（以下、「本事業計画」という。）を基礎としている。そのため、当該算定結果が合理性を有すると本特別委員会が認めるためには、算定の基礎とした本事業計画が適切に作成されていることが重要であるところ、当社によれば、本事業計画は、本株式併合を前提として策定されたものではなく、また、具体的な計画数値の設定過程において残存株主による関与はないとのことである。以上を踏まえて検討すると、まず、本事業計画の策定過程において残存株主からの不当な関与は認められず、当社における検討の残存株主からの独立性に疑念を生じさせるような事情は特段見受けられない。さらに、①足元の事業環境に関する当社の説明内容に特段不合理な点は認められないこと、②本事業計画の策定過程や主要な前提条件に係る当社の説明に照らし、本株式併合を念頭に恣意的に計画値を設定したという事実も見受けられること、③具体的な計画値として、売上高と営業利益の双方について将来的な成長が見込まれていること等を総合的に考慮すると、本事業計画の内容は、当社の少数株主の利益保護の観点から不合理な点は認められない。以上の検討の結果、本特別委員会として、本事業計画をDCF法の算定の基礎として用いることは是認できることと判断した。

#### (エ) 交渉過程の手続の公正性

下記「(c)本株式併合の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項」に記載のとおり、本株式併合に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本件端数処理交付見込額は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

#### (オ) 対価の種類

本株式併合により当社の株主に交付される対価は金銭とされているところ、残存株主らが塚本氏及び非上場会社であるT&CO.であることを踏まえると、たとえばT&CO.の株式を対価とすることはその流動性の観点より適切ではなく、金銭を対価とすることは妥当と認められる。

#### (カ) 小括

以上を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本株式併合の取引条件は妥当であると判断するに至った。

### (c) 本株式併合の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項

#### (ア) 本特別委員会の設置

当社は、2025年3月18日開催の取締役会の決議に基づき、塚本氏はT&CO.と合計して当社株式16,763,200株（所有割合：57.00%）を所有する支配株主であることを踏まえ、本株式併合の是非につき審議及び決議を行うに先立ち、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、本特別委員会を設置している。

また、当社は、本株式併合に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合について妥当でないと判断した場合には、本株式併合を行う旨の意思決定を行わないこととともに、残存株主及び本株式併合におけるその他の取引関係者との間で本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉を行う権限を特別委員会に付与している。

なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

(イ) 当社及び本特別委員会による検討体制

当社が本株式併合について検討するにあたっては、当社及び残存株主らから独立したリーガル・アドバイザーであるTM I 総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本件端数処理交付見込額をはじめとする本株式併合の取引条件の妥当性及び本株式併合の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

本特別委員会は、TM I 総合法律事務所の専門性及び独立性に問題がないことを確認し、当社のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としてもTM I 総合法律事務所から必要な助言を受けた。

また、本特別委員会は、当社から付与された権限に基づき、当社及び残存株主らから独立した第三者算定機関であるKPMG FASを本特別委員会の第三者算定機関に選任している。

なお、TM I 総合法律事務所及びKPMG FASに対する報酬には、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(ウ) 本特別委員会による協議・交渉

本特別委員会は、本件端数処理交付見込額について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉をT & Co.との間で複数回にわたって行っている。

そして、その交渉の結果として、当社株式1株当たり210円という本件端数処理交付見込額の決定に至るまでには、当社株式1株当たり180円とするT & Co.の当初の提案より、30円の価格引上げを引き出している。

(エ) 本株式併合の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

本株式併合の取引条件の協議・交渉は、上記「(ウ)本特別委員会による協議・交渉」に記載のとおり、本特別委員会が自ら行うこととした。

また、当社の取締役である塚本由紀氏は塚本氏の親族であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の立場において、本株式併合における取引関係者との間の本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉には一切参加しておらず、本株式併合の実施を決議する取締役会の審議及び議決にも参加していない。

その他、本株式併合に係る協議、検討及び交渉の過程で、残存株主らその他の本株式併合に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

(オ) マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件

本株式併合においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する条件の設定 (例えば、残存株主らと重要な利害関係を共通にしない少数株主が有する議決権総数の過半数が本株式併合に係る議案に賛成するまたは反対しないことを本株式併合の実施の前提条件とすること) をしていない。この点について、かかる条件を設定することが当社の少数株主の利益に資すると考える余地はあるものの、2019年6月28日付で経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」では、既に買収者(本株式併合では残存株主ら)の保有する対象会社の株式の保有割合が高い場合等においては、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定することが、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあるところ、常にかかる条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。

この点、本特別委員会としては、①残存株主らが当社の総議決権の57.00%をすでに保有しており、このような状況においてマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定した場合には、上記の懸念が一定程度当てはまると考えられること、②マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定することにより、かえって本株式併合に賛成した少数株主の利益を害する可能性があること、③上記(ア)乃至(エ)のほかの公正性担保措置の実施状況に照らせば、本株式併合に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本株式併合において

て、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件が設定されていなくとも、本株式併合の手続の公正性は確保されていると判断した。

(力) 小括

以上を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本株式併合においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式併合に係る手続は公正であると判断するに至った。

(d) 当社取締役会が本株式併合の実施を決定することが少数株主に不利益か否か

上記(a)乃至(c)の検討内容のほか、少数株主の利益を害するおそれがある特段の事情は認められないことを踏まえ慎重に検討した結果、当社取締役会が本株式併合の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた法的助言、及び本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるKPMG FASから本特別委員会に提出された株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本株式併合により当社の企業価値の向上を図ることができるか、及び本件端数処理交付見込額その他の条件は妥当なものか否か等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、上記「1.株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程ならびに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本株式併合について、(i)本株式併合により当社の株主を残存株主らのみとし、当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、(ii)本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断し、2025年5月13日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（当社の取締役である塚本由紀氏を除いた取締役5名）の全員一致で、本定時株主総会に本株式併合を付議する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、塚本由紀氏は塚本氏の親族であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本株式併合における取引関係者との間の本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会においては、当社の監査役3名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、2025年7月29日付で自己株式7,961,607株（2025年5月9日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第6条（単元株式数）及び第7条（単元未満株主の権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数は32株となるところ、係る点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主らのみとなるため、定時株主総会の基準日にに関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第8条（基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第15条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本定時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年7月30日に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1 2 4, 0 5 6, 0 0 0</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3 2</u> 株とする。 (削除)
(単元株式数) 第6条 当会社の単元株式数は、 <u>1 0 0</u> 株とする。	(削除)
(単元未満株主の権利) 第7条 当会社の株主は、 <u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ</u> <u>とができるない。</u> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) <u>第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権行使することができる株主とする。</u> 2 本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。	(削除)
第9条～第14条（条文省略） (電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	第6条～第11条（現行どおり） (削除)
第16条～第47条（条文省略）	第12条～第43条（現行どおり）

### 第3号議案 資本金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額の減少の理由

当社は、当社の支配株主である塙本慶一郎氏及び有限会社T & C o. のみとし、当社株式を非公開化するための手続として株式併合を行う予定であることに伴い、端数となる株式の売却代金の支払のための分配可能額を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少するものであります。

#### 2. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額5,341,021,426円を5,241,021,426円減少して、100,000,000円といたします。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

#### 3. 資本金の額の減少の効力発生日

2025年7月1日

## 第4号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任については、任意の諮問機関である指名委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 唐島 夏生	からしま なつお 再任	取締役会長 ■ 指名委員 ■ 報酬委員	100% (14回中14回出席)
2 松本 大輔	まつもと だいすけ 再任	代表取締役社長兼CEO ■ 指名委員 ■ 報酬委員	100% (14回中14回出席)
3 塚本 由紀	つかもと ゆさき 女性	取締役CCO	93% (14回中13回出席)
4 二宮 宏文	にのみや ひろふみ 再任	取締役CSO	100% (11回中11回出席)
5 白石 徹	しらいし とおる 再任 社外 独立	社外取締役 ■ 報酬委員	100% (14回中14回出席)
6 藤倉 尚	ふじくら なおし 再任 社外 独立	社外取締役 ■ 指名委員	100% (14回中14回出席)

社外 は社外取締役候補者を示します。

独立 は独立役員を示します。



1 唐島

からしま なつお

夏生 生年月日 1959年8月17日（満65歳）

再任

■指名委員 ■報酬委員

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年6月 当社取締役  
 2016年6月 当社代表取締役社長  
 2019年6月 (株)エフエム東京取締役相談役  
 2020年6月 当社取締役会長（現任）  
 2020年6月 (株)エフエム東京代表取締役会長

## &lt;重要な兼職の状況&gt;

(株)エフエム東京 代表取締役社長  
 (株)ジャパンエフエムネットワーク 代表取締役社長

## 取締役候補者の選任理由

唐島夏生氏は、他のメディア企業における経営者としての豊富な経験を活かし、2016年6月から2020年6月まで代表取締役社長を務めており、取締役候補者といたしました。



2 松本

まつもと だいすけ

大輔 生年月日 1973年9月8日（満51歳）

再任

■指名委員 ■報酬委員

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 (株)リットーミュージック入社  
 2016年6月 同社取締役  
 2017年4月 同社取締役副社長  
 2018年4月 同社代表取締役社長（現任）

## &lt;重要な兼職の状況&gt;

(株)リットーミュージック 代表取締役社長  
 Impress Business Development(同) 職務執行者

## 取締役候補者の選任理由

松本大輔氏は、当社子会社(株)リットーミュージックの代表取締役社長として、ビジネスモデル変革に取り組み、2020年6月より当社代表取締役社長として当社の基本戦略のひとつである「メディアミックス展開による新規事業モデルの開発」を進めており、取締役候補者といたしました。



3 塚本

つかもと ゆき

由紀 (戸籍上の氏名:久松由紀)

生年月日 1980年6月2日（満45歳）

再任

■女性

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年4月 ソシオメディア(株)入社  
 2011年1月 (有)T&Co.取締役（現任）  
 2017年6月 当社取締役

## &lt;重要な兼職の状況&gt;

(有)T&Co. 取締役

2020年6月 当社取締役副社長  
 2024年6月 当社取締役CCO（現任）

所有する当社株式の数  
69,385株  
取締役会への出席状況  
93% (13回/14回)

## 取締役候補者の選任理由

塚本由紀氏は、当社創業者の長女であり、創業者の理念を企業理念としている当社グループにおいて、当社グループのコーポレートコミュニケーション、コンプライアンス及びICT体制の維持・発展を担当しており、取締役候補者といたしました。



4 二宮 宏文

にの みや  
ひろ ふみ

生年月日 1968年5月22日 (満57歳)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年6月 当社入社  
2013年4月 当社執行役員  
2016年6月 (株)山と溪谷社取締役  
<重要な兼職の状況>  
(株)山と溪谷社 代表取締役社長

2021年6月 同社代表取締役社長 (現任)  
2024年6月 当社取締役CSO (現任)

所有する当社株式の数  
38,274株  
取締役会への出席状況  
100% (11回/11回)

取締役候補者の選任理由

二宮宏文氏は、経営戦略及び財務企画に関する専門的な業務経験を活かし、当社グループ全体の経営戦略の策定及び実行を担っており、取締役候補者といたしました。



5 白石 徹

しら いし  
とおる

生年月日 1957年10月25日 (満67歳)

再任 社外 独立  
■報酬委員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 大和証券(株)入社  
1999年12月 当社取締役

2015年7月 Sコンサルティング(有)  
代表取締役 (現任)  
2016年6月 当社取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>  
(株)Sコンサルティング(有) 代表取締役  
(株)セレコーポレーション 社外取締役  
(株)オービーシステム 社外取締役

所有する当社株式の数  
0株  
取締役会への出席状況  
100% (14回/14回)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

白石徹氏には、証券会社におけるIPO関連業務を通じ、経営管理体制の整備等に係るコンサルタントとしての豊富な経験に基づき、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。当社取締役会においては、当該視点から積極的な発言をいただいており、社外取締役候補者といたしました。



6 藤倉 尚

ふじ くら  
なおし

生年月日 1967年12月11日 (満57歳)

再任 社外 独立  
■指名委員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 ポリドール(株) (現・ユニバーサル  
ミュージック(同)) 入社  
2008年4月 同社執行役員 ユニバーサルシグマ  
マネージング・ディレクター

2012年1月 同社副社長兼執行役員 邦楽統括  
2014年1月 同社社長兼最高経営責任者 (現任)  
2020年6月 当社取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>  
ユニバーサルミュージック(同) 社長兼最高経営責任者  
(一社)日本レコード協会 副会長

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

藤倉尚氏には、音楽業界における豊富な経験と見識及びグローバル企業の日本法人責任者としてのマネジメント力とネットワークを活かし、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただくことを期待しております。当社取締役会においては、当該視点から積極的な発言をいただいており、社外取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数  
0株  
取締役会への出席状況  
100% (14回/14回)

- (注) 1. 取締役会については、各候補者の取締役会の出席回数及び出席率において記載している開催回数のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。
2. 当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。  
塚本由紀氏は、当社の大株主である塚本慶一郎氏の長女であります。また、現在を含む過去10年間において、塚本慶一郎氏の資産管理会社で当社の筆頭株主である角T&Co.の取締役であります。同社と当社との事業活動において関連性はなく、事業上の制約を受けることはありません。
3. 社外取締役候補者に関する事項  
 ①現在、白石徹氏及び藤倉尚氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、白石徹氏は9年、藤倉尚氏は5年となります。なお、白石徹氏は、当社の上場準備に際し、1999年12月から2000年4月まで当社の取締役でありました。  
 ②社外取締役候補者は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。社外取締役候補者は、過去2年間に合併・吸収分割・新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。  
 ③社外取締役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。  
 ④社外取締役候補者は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員と三親等以内の親族関係はありません。
4. 当社は社外取締役候補者 白石徹氏及び藤倉尚氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告2. 会社の現況(2)会社役員の状況④役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 佐々木敬氏は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任については、任意の諮問機関である指名委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



さ さ き  
佐々木 敬

生年月日 1952年3月15日（満73歳）

再任

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2006年11月 当社入社 内部監査室室長

2013年6月 当社常勤監査役（現任）

### 所有する当社株式の数

0株

### 取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

### 監査役会への出席状況

100% (6回/6回)

### 監査役候補者の選任理由

佐々木敬氏は、当社の内部監査室室長としての経験を有しており、内部統制ならびに財務・会計等に関する知見を活かし、常勤監査役として当社グループにおける監査業務を遂行しており、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役会については、候補者の取締役会の出席回数及び出席率において記載している開催回数のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。
2. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は監査役候補者 佐々木敬氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告2. 会社の現況(2)会社役員の状況④役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。

以 上

【ご参考】スキルマトリックス

第4号議案及び第5号議案の承認が得られた場合、当社役員の有するスキル及びマインドの組み合わせ（スキルマトリックス）は以下のとおりであります。

		スキル							
		企業経営	法務 ・ コンプライアンス ・ 内部統制	財務会計	DX・IT	事業開発 ・ マーケティング	国際性	人事 ・ 人材開発	業界経験
取締役	唐島夏生	◎	○			○		○	○
	松本大輔	◎			○	○	○		○
	塚本由紀	○	○		○				○
	二宮宏文	○		○	○	○			○
	白石 徹	○	○	○					
	藤倉 尚	○			○	○	○		
監査役	佐々木敬		○		○		○	○	
	松本伸也		○					○	
	九里和男		○	○			○	○	

		マインド				
		Innovation	Diversity & Inclusion	Communication	Specialty	Ownership
取締役	唐島夏生	○				○
	松本大輔	○		○		
	塚本由紀		○			○
	二宮宏文	○			○	
	白石 徹	○			○	
	藤倉 尚	○	○			
監査役	佐々木敬			○		○
	松本伸也			○	○	
	九里和男				○	○

※ 「マインド」の各項目は、以下の当社が定める「当社グループの社員に求めるもの」の中で、各役員が特に重視しているものを記載しております。

Innovation: 変化を楽しみ、革新性を追求する

Diversity & Inclusion: 価値観の違いを尊重し、共に響き合う

Communication: 人を巻き込み、自律的なコミュニティの成長を促す

Specialty: 高度な専門知識に裏打ちされた信頼感を醸成する

Ownership: 当事者意識を持ち、想いを込めて社会へ貢献する

# 事業報告

## 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### 【業績全般の概況】

当連結会計年度におけるわが国経済は、一時停滞感があったものの政府の各種施策もあり賃金や物価が上昇し回復基調を維持し、日経平均株価が史上最高値を更新したほか、幅広い分野でデフレからの脱却を実現しています。しかしながら、トランプ政権の政策や継続するウクライナ情勢をはじめとする全世界的な地政学リスクのほか不安定な為替相場等、景気動向の先行きに不透明感が強く、厳しい事業環境となっております。

当社グループを取り巻く2024年の出版業界においては、物価高が続き電子書籍を含む出版市場全体としては3年連続の前年割れとなりました。紙の出版市場においては、書籍は3年連続で前年を下回り、雑誌は前年よりも落ち幅は縮小するも依然落ち込みが続いている状況で、全体としては20年連続で減少しました。また、経済産業省は書店振興プロジェクトチームを設置し書店活性化のための課題を公表し、大手取次も小型書店の開業をサポートするサービスの提供を開始したものの、書店の減少にも歯止めがかからない大変厳しい事業環境となっております。

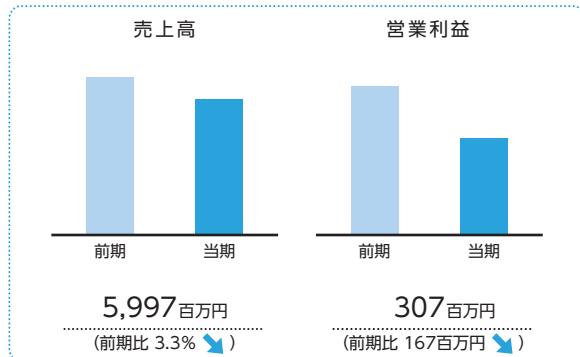
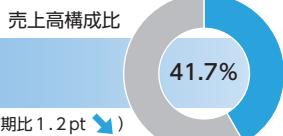
出版・電子出版事業の状況といたしましては、事業構造改革の影響等により、新刊刊行は約40点の減少となりましたが、同影響をカバーし増収となりました。製品別では、ムックは不採算製品を整理しつつ、定価の引上げや一部のヒット、刊行点数の増加等により増収、また既刊書籍は出荷に課題を残しつつも、返品が減少したことにより増収となりました。一方、新刊書籍及び雑誌につきましては、全体的な売行きこそ改善傾向となりましたが、事業構造改革による刊行点数の減少と前期の大型書籍（ChatGPT関連）の反動により大幅な減収、また大型の季節商品である年賀状関連ムックにつきましても、市場動向等を勘案して製造規模を縮小したものの、最終的に返品率の改善には至らず、減収となりました。コンテンツ事業全体では、出版・電子出版事業は増収に転じ、ネットメディア・サービス事業のpTaのアパレル販売及びfabliのフォトブック受託販売といった新規事業等が増収となったものの、ITのネットワーク広告の減収、ソリューション事業における前期の音楽アーティスト関連の大型受託案件の反動等により、売上高は前年同期（11,897百万円）に比べ0.8%減少し、11,797百万円となりました。

また、プラットフォーム事業につきましては、PODプラットフォーム事業が減収となったものの、DtoC事業開発の取り組みの成果等により、デジマートの取引高が好調に推移したことでの、売上高が前期（2,569百万円）に比べ0.8%増加し、2,589百万円となりました。

これらの結果、売上高は前期（14,466百万円）に比べ0.5%（79百万円）減少し、14,387百万円となりました。営業利益は、事業構造改革の実施等に伴い、固定費が想定以上に圧縮され、収益性においても、不採算製品の整理や既刊書籍の返品の減少、在庫評価の改善等で良化したものの、ネットメディア事業の収益性悪化により限界利益率は若干の改善に留まり、加えて投資フェーズにあったオリジナルマンガ事業の撤退等に伴う一時的な費用の計上（86百万円）も影響し、前期（483百万円損失）に比べ246百万円の損失が減少し、237百万円の損失となりました。経常利益は、前期（366百万円）に比べ243百万円損失が減少し、122百万円の損失となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期は減損損失及び事業構造改革費の計上等があつた一方で、当期は関係会社株式売却益の計上等があり、前期（1,036百万円の損失）に比べ損失が931百万円減少し、105百万円の損失となりました。



## ITセグメント



・(株)インプレス

ITセグメントの売上高につきましては、書籍、雑誌の刊行点数の減少に加え、前期に大きなヒットとなったChatGPT関連の新刊書籍の反動等もあり、出版・電子出版は減収となりました。また、ネットメディア・サービスは、Googleコアアップデートの影響等によるPVの減少を起因とし、ネットワーク広告が減少に転じ、デジタル総合ニュースサービス「Impress Watchシリーズ」の広告収入が減少した結果、減収となりました。ターゲットメディアは、イベント収入が好調に推移したものの、上半年のターゲット広告の減収が響き減収となりました。これらの結果、コンテンツ事業全体では減収となりました。

以上により、営業利益につきましては、販売管理費が減少したものの大幅な減収と収益性の悪化により減益となりました。

### TOPICS (株)インプレス

#### 新創刊の「MANGA Watch」が好調

2024年4月に正式創刊したWebメディア「MANGA Watch」が、初年度から月間400万PVを達成する等、好調な滑り出しを見せてています。2024年7月～12月にかけては、interfmのラジオ番組「伊織もえの脳からじお」にて、「MANGA Watch」と連動したコーナーを提供。今後も「GAME Watch」等との連携を深めながら、さらなる飛躍を目指します。



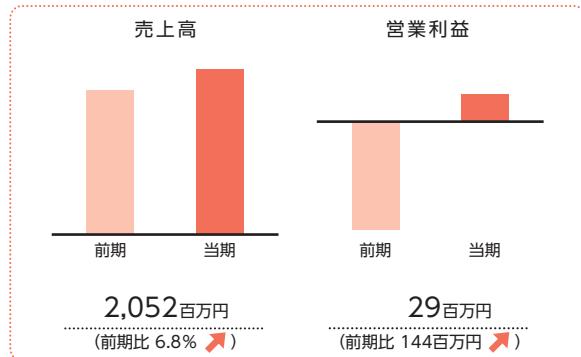
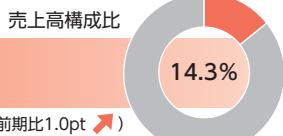
#### ものづくりの祭典「Maker Faire」事業を承継

新しいテクノロジーをユニークな発想で使う「メイカー」が集う展示発表会「Maker Faire」事業を承継しました。2025年は浜松(7月)と東京(10月)で開催予定。ものづくりを通して、子供から大人まで様々な人が創造性を刺激し合い、交流する場を提供するイベントが、インプレスの技術系メディア、教育系メディアと融合して、新たなシナジーを生み出すことを期待しています。





## 音楽 セグメント



・(株)リットーミュージック

コンテンツ事業につきましては、前期に複数あったアーティスト関連の大型受託案件の反動があったものの、新刊書籍及びムックの刊行点数の増加に加え、特装版を含むアーティスト関連本のヒット等により増収となりました。

プラットフォーム事業につきましては、DtO事業モデル開発の取り組みが本格的にスタートし、ECモール「楽器探そう！デジマート」(<https://www.digimart.net/>)における楽器店からの決済サービス収入が堅調に推移し増収となりました。

以上により、営業利益につきましては、増収に加えて、固定費の削減及び収益性が改善したことにより増益となり、黒字に転換いたしました。

## TOPICS (株)リットーミュージック

### 特装版が好評を博し、売上を牽引

2024年12月刊「インタビュー：坂本龍一」は、通常版に加えて書籍と特別付録を三方背ケースに収めた特装版を予約販売。予約期間を延長するほどの人気となりました。また2025年2月刊「野口五郎自伝 僕は何者」も、特典写真集等を豪華化粧箱パッケージに収めた特装版を発売。いずれも1冊1万円を超える高価格商品にも関わらず、ファンのニーズに応えた企画が好評を博しています。



### ブックカード事業がスタート

専用アプリ不要で、誰でも簡単に電子書籍を読めるプリペイドカード型「ブックカード」の販売をスタートします。第一弾として、「できる ゼロからはじめるギター超入門」等の楽器初心者向けの入門書13タイトルを、一部総合楽器店などで順次販売。今後はラインナップを増やし、書店や家電量販店、展示会など、様々な場所での展開を目指します。



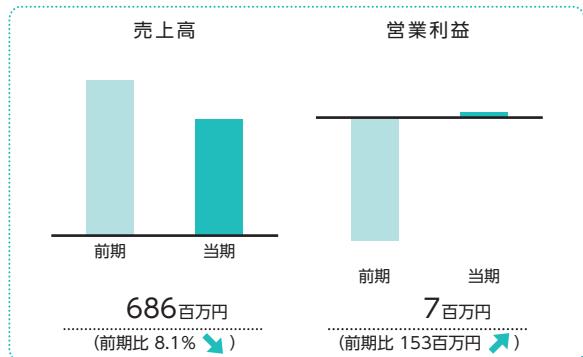


## デザインセグメント

売上高構成比

4.8%

(前期比 0.4 pt ↘)



コンテンツ事業につきましては、前期に課題となつた既刊書籍の返品が減少し、新刊書籍はアニメのファンブック等のヒットがあったものの、事業構造改革の実施に伴う刊行点数の減少の影響が大きく減収となりました。

以上により、営業利益につきましては、事業構造改革の実施等による大幅な収益性の改善と販売管理費の減少により減収の影響を補い、増益となり、黒字に転換いたしました。

・(株)エムディエヌコーポレーション

### TOPICS

(株)エムディエヌコーポレーション

#### 「なるほどデザイン」 累計30万部突破

2015年7月に発売された「なるほどデザイン」(筒井美希 著)が、2025年2月に累計発行部数30万部を突破しました。デザイン書の枠を超え、ビジネスパーソンをはじめとする幅広い層に支持されるデザイン入門書の定番として長く愛されています。発売10周年を迎える2025年7月頃には、書店フェアや著者登壇のイベント等、記念企画の開催を予定しています。



#### マテウシュ・ウルバノヴィチ 新作イラスト作品集刊行

ポーランド出身、日本在住のイラストレーター、マテウシュ・ウルバノヴィチ氏の6年ぶりとなる新作イラスト集「空想店構え マテウシュ・ウルバノヴィチ作品集III」を2025年3月に刊行しました。刊行を記念し、都内の書店で原画展とサイン会を開催。「東京店構え」等で知られる同氏の作品は、国内でシリーズ累計発行部数10万部を突破し、海外でも6カ国語で刊行され累計25万部を超える等、国内外で高い評価を得ています。



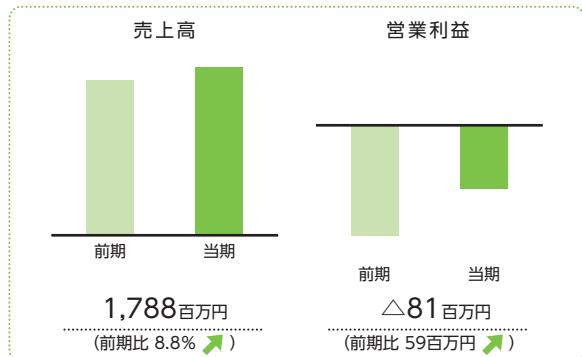


## 山岳・自然 セグメント

売上高構成比

12.4%

(前期比1.0pt ↗)



コンテンツ事業につきましては、新刊書籍の刊行点数の増加と雑誌販売の好調、フィギュアスケート関連の大型ムック本のヒット等により、増収となりました。

以上により、営業利益につきましては、増収はしたものの収益性の改善幅には課題を残し、子会社「原の小屋」の売却に伴う仲介手数料の発生等も影響し、損失の減少に留まりました。

・(株)山と渓谷社

### TOPICS

(株)山と渓谷社

#### マスメディアから注目を集めた 魅力的な出版企画が続々

2024年11月から12月にかけて、「関東周辺 美味し愛しの下山メシ」(西野淑子 著)を原案とするテレビドラマが放送されました。また、日本百低山を特集した月刊「山と渓谷」2024年11月号がテレビ等のメディアで取り上げられ完売。さらに、羽生結弦氏を特集したムックや関連書籍が好調な売上を記録する等、充実したコンテンツをお届けしています。



#### 涸沢フェスティバルを6年ぶりに開催

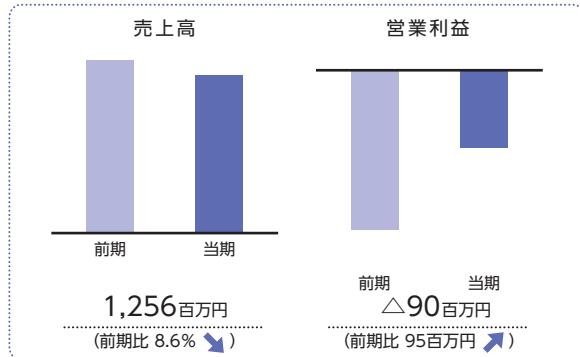
2024年9月、北アルプス穂高連峰の涸沢をメイン会場に、ヤマケイ涸沢フェスティバル(カラフェス)を6年ぶりに開催しました。天候に恵まれ、プログラム参加者数は4日間でのべ3,000人以上と、前回開催を上回る盛況でした。

標高2,300mを舞台にしたイベントは山と渓谷社ならではの取り組み。今後も隔年での開催を予定しています。





## 航空・鉄道 セグメント



コンテンツ事業につきましては、受託案件の増加やネットメディア事業等は増収となったものの、ムック及びカレンダーの刊行点数の増加が好影響した一方で、事業構造改革に伴う書籍及び雑誌の刊行点数の減少等による影響が大きく、減収となりました。

以上により、営業利益につきましては、減収の影響を事業構造改革の実施等による収益性の改善と販売管理費の減少で補ったものの、損失の減少に留まりました。

・イカリス出版(株)

## TOPICS イカリス出版(株)

### セミナーイベント事業順調に推移

2025年3月に「エアステージ就職セミナー2025」を6年ぶりに対面開催し、異例の有料就職セミナーにもかかわらず200名近い熱心な学生が参加しました。

また「通訳翻訳ジャーナル」ではオンライン開催の「つーほんウェビナー」に加えて、2024年11月に会場開催とオンライン配信のハイブリッド型で「出版翻訳者ミーティング」を開催。会場の交流会では熱心な意見交換がされました。



### 電子出版事業への取り組み

出版メディア事業において電子書籍のラインナップを直近3年間で800タイトルを拡充し、2025年5月には1,400タイトルとなりました。様々な施策を通じて電子書籍の販売に注力しており、主要な雑誌・ムックはNTTドコモの電子雑誌読み放題サービス「dマガジン®」に採用されています。また航空、海外旅行関連のタイトルにつきましてはANAアプリ「eライブラリ」に搭載されご好評をいただいているです。



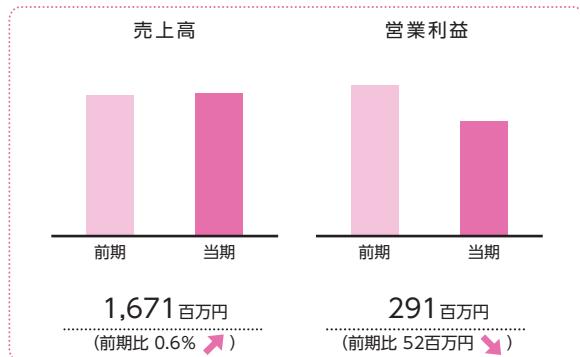


## モバイルサービスセグメント

売上高構成比

11.6%

(前期比 0.1 pt ↗)



・(株)ICE

コンテンツ事業につきましては、電子出版が堅調に推移したことに加えて、受託案件が増加したことにより増収となりました。

プラットフォーム事業につきましては、コンテンツホルダーとの協業による電子コミックプラットフォーム事業の運用受託収入が好調に推移したもの、開発受託収入が減少したことにより、前期並みとなりました。

以上により、営業利益につきましては、増収に加えて販売管理費が減少したものの、オリジナルマンガ事業の撤退費用の計上（73百万円）に伴い収益性が一時的に悪化したことにより減益となりました。

### TOPICS (株)ICE

#### 協業先の業績が プラットフォーム事業に好影響

ICEが運営を手掛ける(株)集英社の「少年ジャンプ+」が、2024年に10周年を迎えました。周年企画の他、同媒体のオリジナルタイトルが多数メディア展開を果たしたこと等から売上規模が伸長し、ICEのプラットフォーム事業にも好影響を与えています。



©集英社

#### 制作を手掛けた電子コミックが大ヒット！

2024年からNTTソルマーレ(株)の総合電子書籍ストアである「コミックシーモア」にて、レーベル「シーモアコミックス(トレモアcollection)」から配信されている「うちの夫、やばくないですか？」の制作を手掛けました。

本作は同ストアにおいて、2024年の女性マンガランクイン3位にランクインするヒット作となっています。

今後もさまざまな電子書籍ストアとの協業等を通じて、電子コミック制作の知見を深めながら、企画制作力を強化していきます。



©NTTソルマーレ



## その他

売上高構成比

11.5%

(前期比 0.1 pt ↗)

### 売上高



### 営業利益



事業開発中のプラットフォームサービスのオンラインデマンドプリントTシャツモール「pTa.shop」(<https://p-t-a.shop/>) の取扱高及び「fabli」(<https://fabli.shop/>) のフォトブックの販売等が増加したものの、その他の受託案件の減少を補いきれず、前期並みとなりました。

以上により、営業利益につきましては、販売管理費が減少したものの、収益性の悪化により損失が増加いたしました。

- ・(株)近代科学社
- ・(株)PUBFUN
- ・(株)インプレス・デジタル・バリューズ
- ・(株)シフカ
- ・Impress Business Development(同)
- ・(株)IPGネットワーク

### TOPICS (株)シフカ

#### シフカが創業40周年を迎えました

1984年に創業したシフカが、40周年を迎えました。近年は大手メーカーから受託しているデジタルカーメーターのUI/UXデザインやコンサルティング等の案件が牽引し、好業績が続いています。また、ウェアラブルデバイスや仮想空間、AIの活用等、新しい分野へのアプローチにも積極的に取り組んでいます。



### TOPICS (株)IPGネットワーク

#### pTa.shop事業が着実に成長

IPGネットワークが運営するオンラインデマンドプリントTシャツモール「pTa.shop」が着実に成長し、EC販売金額が前期比190%超となりました。新規出版社も加わり、2025年4月時点での参加出版社数は27社に拡大。期間限定で販売し、予想を上回る反響を得た山と溪谷社「山と溪谷」ロゴの刺繍キップをはじめ、トートバッグやスマホケース等、多様なアイテムを提供しています。



#### ・全社 (株)インプレスホールディングス)

全社区分につきましては、純粋持株会社である当社のみが属しております、グループ会社からの配当、情報システム等の経営インフラ使用料の手数料収入や経営管理業務の受託を売上高として計上し、経営インフラ等の運営に係る費用を負担しております。

全社区分の売上高は、グループ会社からの配当収入の減少等により、前年同期（1,675百万円）比11.6%減の1,482百万円となりました。セグメント利益では、販売管理費が減少したものの、減収により、前年同期（82百万円の損失）と比べ106百万円損失が増加し、189百万円の損失となりました。

#### (2) 財産及び損益の状況

区分	2021年度 第30期	2022年度 第31期	2023年度 第32期	2024年度 (当連結会計年度) 第33期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売 上 高 (百万円)	14,778	15,161	14,466	14,387
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	941	494	△366	△122
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	875	375	△1,036	△105
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	26.19	11.15	△30.64	△3.26
総 資 産 (百万円)	15,732	15,944	14,545	13,621
純 資 産 (百万円)	9,233	9,654	8,401	7,787
1株当たり純資産額 (円)	275.81	280.98	244.94	261.54

#### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、前連結会計年度に引き続き設備の更新及び事業系システムの追加開発を行った他、基幹システムの更新等への投資を行った結果、前連結会計年度に比べ107百万円減少し、83百万円となりました。

なお、設備投資には、ハードウェア及びソフトウェアを含むシステム投資が含まれております。

#### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、新たな資金調達を実行しておりません。

## (5) 経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、良質で魅力ある専門コンテンツの強みを追求し、コンテンツ事業において堅実かつ着実な利益成長により安定した収益基盤を確保するとともに、中期的な視野で、新しい事業モデル、メディアビジネスのプラットフォームの創出に取組み、コンテンツ事業とのシナジーを追求することで、新たな価値創造に取り組むことを基本戦略としております。

しかしながら、当社の主力であるコンテンツ事業が属する出版事業においては、書店数の減少や市場規模の縮小が続いていることに加え、物価高騰を背景に用紙の調達コストや印刷等の製造コスト、流通面においては物流価格の上昇等が続く、厳しい事業環境となっております。

このような中、2024年度の状況といたしましては、2023年度において業績悪化の要因となった出版事業の収益性の回復を最優先課題とし、黒字転換に取り組んでまいりました。同取組により、出版事業については当初の目標は下回ったものの一定の収益力の回復を実現、前期に実施した事業構造改革により、固定費は想定以上の削減となったものの、ネットメディアの収益性の低下及び前期の大型案件の反動によるソリューション事業等の減収に加え、不採算事業の撤退等による一時損失の発生等が影響し、目標とした黒字転換には至らない結果となりました。

また、上記に記載いたしました事業環境や事業動向を鑑み、抜本的な事業構造改革への取り組みが急務であるという認識を強め、より中長期の課題に対し、迅速かつ柔軟な経営判断を可能とするためには、株式の非公開化が最善であるとの結論に至っております。

今後永きに渡る企業価値の向上を実現するために、構造的な変化の局面を迎えており、サプライチェーン（製品企画～製造～流通・販売）の抜本的な構造改革を進め、事業基盤の強化に取り組むとともに、メディアミックスの促進や会員基盤をベースとしたファンコミュニティの構築、DtoC事業モデルの開発等により、持続的な成長を実現する事業ポートフォリオの構造転換に取り組んでまいります。また、事業の構造改革及びグロースアップを効果的に進めるために、外部との協業・提携関係の構築を積極的に推進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご厚誼とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## ご参考 サステナビリティへの取り組み

当社グループは、ESG(環境・社会・企業統治)要素の中でも特にS(社会)を重視しており、以下4つの重点テーマに紐づけた持続可能な開発目標(SDGs)の達成に事業を通じて取り組んでいます。

SDGs目標	重点テーマ	主な取り組み	
E 環境	12 つくる責任 つかう権利  15 種の豊かさも 守ろう 	環境を守る クリエイティビティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林認証紙・植物油インクの商品適用</li> <li>見本誌や書類の電子化による紙資源削減</li> <li>PODによる無在庫生産モデルの拡大</li> <li>日本山岳遺産基金による環境保全&amp;安全啓発活動</li> <li>ビル管理会社と共同でグリーン電力導入</li> </ul>
S 社会	4 良い教育を みんなに  9 高等な技術者の 培育をつづく 	文化を育む専門性の 次世代への橋渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIGAスクールや資格試験向け書籍・講座の拡充</li> <li>専門分野のプロから直接指導を受けられる各種サービス</li> <li>読書バリアフリーの推進、記事アーカイブ無料公開</li> </ul>
	8 働きがいも 業界変革も 	人の相互尊重と 働きがいある挑戦	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーフレックス制による柔軟な働き方</li> <li>グループ内公募による人材の流動・活性化</li> <li>研修や自主勉強会、企画支援制度を通したスキルアップ</li> </ul>
G 企業統治	17 パートナーシップで 世界を変えよう 	公正な パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立性を保持したグループ経営と横のシナジー強化</li> <li>IR強化、M&amp;A推進による共創</li> <li>取次・流通倉庫とのパートナーシップ</li> <li>xSDGコンソーシアムへの参画と『SDGs白書』発行</li> <li>特別ホットラインの種別設置、倫理観ある事業活動</li> </ul>

### 国連 気候キャンペーン参加

SDGメディア・コンパクト加盟社有志による「1.5℃の約束」キャンペーンに3年連続で参加しています。



### 読書バリアフリー推進

アクセシブルな電子書籍の提供ほか、出版業界団体とともに読書バリアフリーの推進活動を行っています。



### CDPスコア B (SME版最高)

国際的な環境情報開示であるCDPにおいて、中小企業向け(SME版)の最高スコアであるB評価を得ています。



## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)インプレス	百万円 90	% 100.00	IT・PC関連の出版事業、ネットメディア・サービス事業、ターゲットメディア事業、ソリューション事業
(株)リットーミュージック	100	100.00	音楽・楽器関連の出版事業、ソリューション事業、楽器販売プラットフォーム事業
(株)エムディエヌコーポレーション	50	100.00	デザイン・グラフィック関連の出版事業
(株)山と溪谷社	97	100.00	山岳・自然関連の出版事業、ネットメディア・サービス事業、ソリューション事業
イカロス出版(株)	16	100.00	航空、鉄道、ミリタリー、レスキュー関連の出版事業、スクール事業、ソリューション事業
(株)ICE	100	100.00	パートナー企業のデジタルプラットフォーム開発・運営、デジタルファースト出版事業
(株)近代科学社	20	100.00	学術・理工学関連の出版事業
(株)PUBFUN	10	51.00	POD出版サービス事業
(株)インプレス・デジタル・バリューズ	80	100.00	Web制作ソリューション事業
(株)シフカ	10	100.00	UI/UX デザイン及びコンサルティング事業
Impress Business Development(同)	10	100.00	新規事業の開発、プロジェクトの運営及び管理
(株)IPGネットワーク	30	100.00	グループの販売・物流管理業務

(注) 当連結会計年度末日における特定完全子会社はありません。

(株)天夢人は、2024年4月にイカロス出版㈱に吸収合併されたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(有)原の小屋は、2025年2月に全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業所等（2025年3月31日現在）

当社	東京都千代田区
(株)インプレス	//
(株)リットーミュージック	//
(株)エムディエヌコーポレーション	//
(株)山と溪谷社	//
イカロス出版(株)	//
(株)I C E	//
(株)近代科学社	//
(株)PUBFUN	//
(株)インプレス・デジタル・バリューズ	//
(株)シフカ	//
Impress Business Development (同)	//
(株)IPGネットワーク	//

(8) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
652名	△23名

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
41名	△2名	46.4歳	12.4年

(9) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株)りそな銀行	105百万円
(株)三井住友銀行	100
(株)三菱UFJ銀行	100
(株)みずほ銀行	100

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 124,056,000株
- ② 発行済株式の総数 37,371,500株
- ③ 株主数 14,781名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
(有) T & C o.	9,350,000	31.79
塚 本 慶 一 郎	7,413,200	25.21
ニ フ テ イ (株)	1,337,600	4.55
(同) セ ン ス	459,200	1.56
唐 島 夏 生	377,468	1.28
インプレスグループ従業員持株会	369,720	1.26
土 田 米 一	205,232	0.70
山 本 広 樹	161,900	0.55
鈴 木 智 博	160,000	0.54
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	157,074	0.53

- (注) 1. 当社は、自己株式 (7,961,367株) を保有しております。  
 2. 持株比率は、自己株式 (7,961,367株) を控除して計算しております。  
 3. 上記塚本慶一郎氏の持株数には、2018年5月28日付けで締結した管理信託契約に伴い(株)SMBC信託銀行が保有している株式数 (2025年3月31日現在6,613,200株) を含めて表記しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数 (譲渡制限付株式)	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	116,750株	4名

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	唐 島 夏 生	(株)エフエム東京 代表取締役社長 (株)ジャパンエフエムネットワーク 代表取締役社長
代表取締役社長兼CEO	松 本 大 輔	(株)リットーミュージック 代表取締役社長 Impress Business Development (同) 職務執行者
取 締 役 CCO	塚 本 由 紀	(有)T&Co. 取締役
取 締 役 CSO	二 宮 宏 文	(株)山と溪谷社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	白 石 徹	Sコンサルティング(有) 代表取締役 (株)セレコーポレーション 社外取締役 (株)オービーシステム 社外取締役
社 外 取 締 役	藤 倉 尚	ユニバーサルミュージック(同) 社長兼最高経営責任者 (一社)日本レコード協会 副会長
常 勤 監 査 役	佐 々 木 敬	
社 外 監 査 役	松 本 伸 也	丸の内総合法律事務所 顧問弁護士
社 外 監 査 役	九 里 和 男	九里和男税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役 塚本由紀氏につきましては、職務上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は久松由紀であります。  
 2. 社外監査役 九里和男氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 社外取締役 白石徹氏及び藤倉尚氏ならびに社外監査役 松本伸也氏及び九里和男氏につきましては、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

### ② 事業年度中に退任した取締役

取締役 山手章弘氏は、2024年6月25日開催の第32期定期株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 白石徹氏及び藤倉尚氏ならびに監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社の役員ならびに当社及び子会社の管理職を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないと一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

### 1. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、2016年度に独立社外役員を過半数とする任意の報酬委員会を設置し、同委員会において取締役の報酬等に関する基準（以下、「役員報酬基準」といいます。）を検討し、取締役会において決議、制定しております。2020年6月23日開催の取締役会において、「役員報酬基準」に取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を加える改定の決議をしております。

当社の取締役の報酬は、継続的な企業価値の向上という経営目標に合わせて、その構成を決定しております。

業務執行取締役の報酬は、a.基本報酬、b.短期業績に対するインセンティブとしての業績賞与、c.中長期的なインセンティブとしての株式報酬から構成することとし、毎期の持続的な業績向上に加え、中長期的な成長を動機づける設計となっております。

それぞれの職務や職責における役割や業績に関する責任の度合いに応じ、上位役位になるほど報酬の業績連動性が高まるようにしており、基本報酬に業績賞与の支給上限金額を加算した「想定年収」を定めたうえで、各報酬要素の概要は以下のとおりとしております。

#### a. 基本報酬

取締役としての職務や職責に応じ月額固定報酬として支給します。役位に応じて想定年収における基本報酬の割合を定めており、想定年収に対して、代表取締役及び取締役会長は80%、取締役副社長は85%、その他の業務執行取締役は90%が基本報酬となるよう定めております。

#### b. 短期インセンティブとしての業績賞与

業績賞与はその支給上限金額について、基本報酬と同様に役位ごとに想定年収における割合を定めており、代表取締役及び取締役会長は20%、取締役副社長は15%、その他の業務執行取締役は10%としております。また、業績賞与の算定にあたっては、「収益力の強化」や「利益水準の向上」の実現に向けて「連結当期純利益の2.5%」を支給原資として、0%から100%（=業績賞与支給上限額）の範囲で決定します。

なお、各取締役の想定年収については、「役員報酬基準」に従い、より客観的で透明性の高い報酬制度となるよう報酬委員会の勧告に基づき、取締役会において決議することとしております。

#### c. 中長期的なインセンティブとしての株式報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式報酬制度を設けております。譲渡制限付株式の付与対象となる各業務執行取締役への具体的な配分については、報酬委員会の勧告に基づき、取締役会において決議することとしております。

非業務執行取締役及び社外取締役については、基本報酬のみとしております。

監査役の報酬につきましては、その職務に鑑み、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、基本報酬である月額固定報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬総額は、1996年6月21日開催の第4期定時株主総会において年額500百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該報酬総額の内枠として、2018年6月22日開催の第26期定時株主総会において、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式付与のために金銭報酬債権として支給する報酬総額を年額100百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数を年300千株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は3名です。

監査役の報酬総額は、2000年5月1日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## 3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、「役員報酬基準」に従い、より客観的で透明性の高い報酬制度となるよう報酬委員会に取締役の個人別の報酬等に係る意見を諮問し、報酬委員会の勧告に基づき、2024年6月25日開催の取締役会において審議し、代表取締役社長 松本大輔氏に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。その権限の内容は、取締役会において決議がなされた内容に従って取締役の個人別の金銭報酬額を決定することとしており、取締役会はその内容が「役員報酬基準」に沿うものであると判断しております。

当該権限を委任した理由は、当社グループ全体を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

## 4. 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由は、株主利益と同じ指標にすることで、株主の皆様と同じ目線から「収益力の強化」や「利益水準の向上」を実現することにあります。

業績連動報酬等の額の算定方法は上述のとおりであり、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項(2)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

## 5. 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一緒に価値共有を進めることを目的として、取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は上述のとおりであり、その交付状況は、2. 会社の現況(1)株式の状況⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

## 6. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	118 (12)	108 (12)	—	9 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23 (10)	23 (10)	—	—	3 (2)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 白石徹氏は、Sコンサルティング(有)の代表取締役、(株)セレコーポレーションの社外取締役ならびに(株)オービーシステムの社外取締役であります。当社と同社等との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 藤倉尚氏は、ユニバーサルミュージック(同)の社長兼最高経営責任者ならびに(一社)日本レコード協会の副会長であります。当社と同法人等との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 松本伸也氏は、丸の内総合法律事務所の顧問弁護士であります。当社と同事務所との間には法律顧問契約があります。
- ・社外監査役 九里和男氏は、九里和男税理士事務所の税理士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (14回開催)		監査役会 (6回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 白石徹	14回	100%	一回	－%
社外取締役 藤倉尚	14	100	－	－
社外監査役 松本伸也	13	93	6	100
社外監査役 九里和男	14	100	6	100

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

- ・社外取締役の主な活動状況及び役割

社外取締役 白石徹	経営管理体制の整備等に係る豊富な知識を有しており、主に当社の経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、同氏は、報酬委員会委員長として、役員報酬の決定プロセスにおける透明性及び妥当性判断に際し、重要な役割を果たしております。
社外取締役 藤倉尚	グローバル企業の日本法人責任者としてのマネジメント力とネットワークを活かし、主に当社の経営に対し有益な意見・指導を行っております。 また、同氏は、指名委員会委員長として、役員選任の決定プロセスにおける透明性及び妥当性判断に際し、重要な役割を果たしております。

- ・社外監査役の主な活動状況

社外監査役 松本伸也	取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、弁護士としての専門的見地から主に法令及び定款遵守に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。
社外監査役 九里和男	取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、税理士としての専門的見地から主に会計及び税務に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。

### ③ 社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役（以下、「社外役員」といいます。）が、以下のいずれにも該当しない場合、当社の経営陣から独立した中立の立場として独立性を有すると判断しております。

1. 社外役員自らまたは社外役員が業務執行取締役、執行役員もしくは使用人（以下、「業務執行者」といいます。）である法人と当社または当社の子会社（以下、「当社等」といいます。）との間において、多額の取引がある場合。
2. 当社等からの役員報酬以外に高額の報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます。）の場合。
3. 当社の会計監査人に所属する者の場合。
4. 当社の議決権の10%以上を保有している株主またはその株主において業務執行者である場合。
5. 上記1から4に該当する二親等以内の親族がいる場合。ただし、2及び3に掲げる者については、当該親族が重要な業務執行者及び公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者である場合に限る。

(注) 1. 多額の取引は、当社等と取引先間の年間取引額が次のいずれかに該当するものを想定しています。

①当社等の連結売上高の2%超

②取引先の連結売上高（連結決算を実施していない取引先は、単体の売上高）の10%超

2. 高額の報酬は、過去4事業年度において総額5,000万円超の報酬を想定しています。

## （4）会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### ② 会計監査人に対する報酬等

1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

44,100千円

2. 当社及び子会社が支払うべき金銭等の合計額

44,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び実績状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断した場合、また、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあると判断した場合。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社代表取締役は、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることにつき、その精神を繰り返し当社グループの役職員に伝えることにより徹底する。
  - ・当社代表取締役は、コンプライアンス戦略を策定する当社取締役または執行役員を任命し、当社グループの「コンプライアンス規程」に従い当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
  - ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引ならびにその不当な要求に対しては一切応じない。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - ・当社代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき統括する情報管理責任者を任命し、その者をして、「情報管理規程」に従い、当社グループの職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存させる体制を構築する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社代表取締役は、リスクマネジメントを所管する当社取締役または執行役員を任命し、当社グループの「リスク＆オポチュニティマネジメント規程」に従い当社グループのポジティブリスク及びネガティブリスクのマネジメントに関する体制の整備及び問題点の把握に努める。その実施にあたっては、ポジティブリスク及びネガティブリスクのマネジメントを所管する当社取締役または執行役員が任命する担当者で構成されるリスク＆オポチュニティマネジメント事務局が、リスクマネジメント上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
  - ・グループ各社においては、各社社長が各社のリスク＆オポチュニティマネジメント責任者を任命し、ポジティブリスク及びネガティブリスクのマネジメント体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各社社長は、各社のリスク＆オポチュニティマネジメント担当者を選任し、同担当者をして、リスク＆オポチュニティマネジメント事務局と共同で、各社固有のリスクの分析と、その対策の具体化にあたらせる。
  - ・当社グループの役職員がリスクマネジメント上の問題を発見した場合は、すみやかに各社リスク＆オポチュニティマネジメント責任者を通じてリスク＆オポチュニティマネジメント事務局へ報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・社内規程の定めに基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社グループにおける内部統制の充実を目指し、当社代表取締役は、当社グループの内部統制の維持・改善を統括する責任者及び責任者を補助する担当者を当社取締役または執行役員の中から任命するとともに、その者をして当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を促進させるものとする。
  - ・内部監査室は、関係部門と連携し、当社グループに対する内部監査を行うものとする。
  - ・当社の「関係会社管理規程」に従い、当社代表取締役に任命された取締役等は、当社代表取締役に自社または担当する会社の経営及び財務状況を定期的に報告するものとする。

6. 監査役会がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役の職務を補助する組織を当社の内部監査室とする。
  - ・補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重するものとし、当該補助者は、監査役の指示に基づき監査役会の職務を補助するものとする。
7. 監査役の職務の執行により生ずる費用に関する事項
  - ・監査役の監査に係る諸費用については、当該監査の実行を担保すべく予算を確保し、監査役が職務の執行により費用の前払、もしくは支出した費用の精算等を請求した場合、社内規定に基づき支払うものとする。
8. 取締役及び使用者が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及びその他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役及び使用者等は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告し、内部監査室は、監査結果を監査役に報告する。このほか、監査役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。
  - ・当社グループの役職員は、法令・定款等のコンプライアンス上の重要な事項、会社に著しい影響を及ぼす恐れのあるリスクマネジメント上の重要な事項に関する事実を発見した場合には、常勤監査役に直接報告ができるものとする。当社グループは、当該報告者に対し、人事制度上その他の不利益な取扱いをせず、また、他の役職員による当該報告者に対する嫌がらせまたは不利益な取扱いを禁ずる。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・常勤監査役による代表取締役、取締役、執行役員及び重要な使用者からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、監査役会、会計監査人、非業務執行取締役及び内部監査室との間で定期的に監査に関する意見交換会を実施する。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. コンプライアンス・リスク管理について  
年に一度、管理すべきポジティブリスク及びネガティブリスクの見直しを行い、「リスクカタログ」の整備を行っております。顕在化したリスクについては、「リスク＆オポチュニティマネジメント事務局」において情報集約、評価、対策の調整及びモニタリングを行っております。また、コンプライアンス上の問題がある場合は、相談窓口として、当社法務担当取締役及び法務担当執行役員、常勤監査役または弁護士事務所に直接報告できる「特別ホットライン」を用意し、報告者に対し不利益な取扱いがなされないように徹底しております。
2. グループ管理体制について  
「関係会社管理規程」に基づき、当社代表取締役は定期的に子会社の経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、定期的に当社代表取締役及び取締役会に監査結果について報告を行っております。
3. 監査役会への報告体制について  
常勤監査役が、取締役会をはじめ経営会議等重要な会議へ出席し、代表取締役、取締役、会計監査人、リスク＆オポチュニティマネジメント責任者、内部監査室、執行役員、その他重要な使用者との間で情報交換等を行い、監査役会に定期的に報告することで、取締役会の職務執行状況ならびに内部統制システムの整備及び運用状況を把握できる体制になっております。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 配当の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識し、財務体質の強化や成長投資、内部留保を総合的に勘案し、配当や自己株式取得を含む総還元性向を重視した株主還元を実施していく方針です。

配当につきましては、連結当期純利益に対する配当性向30%を基準として、キャッシュ・ポジションの状況や投資計画、業績動向等を総合的に勘案し配当金額を決定してまいります。また、自己株式取得につきましても利益還元策の一環として実施を検討してまいります。

なお、当社は、2006年6月24日開催の第14期定時株主総会において、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等が取締役会決議により行えるよう定款変更しております。また、配当回数につきましては、当社財務状況及び事業の季節変動性等を勘案し、年1回の期末配当を基本的な考え方としております。

### ② 剰余金の配当

当事業年度の業績ならびに①の基本方針に照らし、2025年5月13日開催の取締役会決議によって、以下のとおりといたしました。

なお、当該配当は、その他資本剰余金を配当原資として実施するものであります。

当事業年度に属する基準日による剰余金の配当を取締役会が決議した状況

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1. 配当金の総額：       | 117百万円     |
| 2. 普通株式1株当たり配当額： | 4.00円      |
| 3. 基準日：          | 2025年3月31日 |
| 4. 効力発生日：        | 2025年6月26日 |

# 計算書類

## 連結貸借対照表

(単位:千円)

科 目	当連結会計年度 (2025年3月 31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2024年3月 31日現在)	科 目	当連結会計年度 (2025年3月 31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2024年3月 31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
<b>流動資産</b>	<b>11,462,134</b>	<b>12,263,777</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,320,876</b>	<b>4,221,674</b>
現金及び預金	4,600,217	4,914,484	支払手形及び買掛金	1,547,074	1,462,490
受取手形、売掛金及び契約資産	4,233,514	4,830,195	短期借入金	355,000	350,000
有価証券	300,000	100,000	1年内返済予定の長期借入金	50,000	121,875
商品及び製品	1,232,116	1,247,077	未払金	1,244,451	1,147,718
仕掛品	172,731	226,928	未払法人税等	109,480	65,973
返品資産	261,951	268,628	賞与引当金	162,609	153,135
その他	662,052	677,085	返金負債	520,729	493,263
貸倒引当金	△448	△622	その他	331,532	427,218
<b>固定資産</b>	<b>2,159,730</b>	<b>2,281,785</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,513,826</b>	<b>1,922,409</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>374,168</b>	<b>404,307</b>	長期借入金	—	50,000
建物及び構築物	131,771	148,365	退職給付に係る負債	1,443,099	1,639,966
工具、器具及び備品	174,426	187,971	長期末払金	51,434	48,229
機械装置及び運搬具	—	0	その他	19,292	184,213
土 地	67,970	67,970	<b>負債合計</b>	<b>5,834,703</b>	<b>6,144,084</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>229,926</b>	<b>260,235</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>		
ソフトウエア	187,046	203,188	<b>株主資本</b>	<b>7,504,399</b>	<b>8,339,408</b>
のれん	28,039	42,101	資本金	5,341,021	5,341,021
その他	14,840	14,945	資本剰余金	1,674,873	1,684,366
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,555,635</b>	<b>1,617,242</b>	利益剰余金	1,703,119	1,943,653
投資有価証券	829,322	821,570	自己株式	△1,214,614	△629,632
繰延税金資産	323,766	359,747	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>187,608</b>	<b>△51,274</b>
その他	402,545	435,925	その他有価証券評価差額金	△48	2,586
<b>資産合計</b>	<b>13,621,865</b>	<b>14,545,562</b>	退職給付に係る調整累計額	187,657	△53,861
<b>負債純資産合計</b>			<b>非支配株主持分</b>	<b>95,153</b>	<b>113,344</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>7,787,161</b>	<b>8,401,478</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>13,621,865</b>	<b>14,545,562</b>

## 連 結 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	当連結会計年度 2024年 4月1日から 2025年 3月31日まで	前連結会計年度（ご参考） 2023年 4月1日から 2024年 3月31日まで
<b>売上高</b>	<b>14,387,055</b>	<b>14,466,566</b>
売上原価	9,285,840	9,458,785
<b>売上総利益</b>	<b>5,101,214</b>	<b>5,007,781</b>
販売費及び一般管理費	5,339,057	5,491,717
<b>営業損失△</b>	<b>△237,843</b>	<b>△483,936</b>
<b>営業外収益</b>	<b>121,202</b>	<b>124,261</b>
受取利息	968	131
受取配当金	1,404	1,425
持分法による投資利益	91,025	100,386
保険解約返戻金	14,563	—
その他	13,240	22,317
<b>営業外費用</b>	<b>6,296</b>	<b>6,733</b>
支払利息	4,954	4,724
その他	1,341	2,009
<b>経常損失△</b>	<b>△122,936</b>	<b>△366,408</b>
<b>特別利益</b>	<b>163,784</b>	<b>—</b>
投資有価証券売却益	10,675	—
関係会社株式売却益	153,108	—
<b>特別損失</b>	<b>51,914</b>	<b>431,432</b>
固定資産除却損	8,710	7,030
投資有価証券評価損	43,204	—
減損損失	—	288,587
事業構造改革費	—	135,814
<b>税金等調整前当期純損失△</b>	<b>△11,067</b>	<b>△797,841</b>
法人税、住民税及び事業税	99,375	159,645
法人税等調整額	12,933	114,218
<b>法人税等合計</b>	<b>112,309</b>	<b>273,864</b>
<b>当期純損失△</b>	<b>△123,376</b>	<b>△1,071,705</b>
非支配株主に帰属する当期純損失△	△18,190	△34,966
親会社株主に帰属する当期純損失△	△105,186	△1,036,739

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	5,341,021	1,684,366	1,943,653	△629,632	8,339,408
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△105,186		△105,186
剩 余 金 の 配 当			△135,347		△135,347
自 己 株 式 の 取 得				△678,255	△678,255
自 己 株 式 の 処 分		△9,493		93,273	83,780
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△9,493	△240,533	△584,982	△835,009
2025年3月31日 残高	5,341,021	1,674,873	1,703,119	△1,214,614	7,504,399

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
2024年4月1日 残高	2,586	△53,861	△51,274	113,344	8,401,478
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△105,186
剩 余 金 の 配 当					△135,347
自 己 株 式 の 取 得					△678,255
自 己 株 式 の 処 分					83,780
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,635	241,519	238,883	△18,190	220,692
連結会計年度中の変動額合計	△2,635	241,519	238,883	△18,190	△614,316
2025年3月31日 残高	△48	187,657	187,608	95,153	7,787,161

## 貸 借 対 照 表

(単位：千円)

科 目	当 期 (2025年3月 31日現在)	前期(ご参考) (2024年3月 31日現在)	科 目	当 期 (2025年3月 31日現在)	前期(ご参考) (2024年3月 31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
<b>流動資産</b>	<b>5,641,080</b>	<b>5,685,895</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,529,250</b>	<b>2,882,768</b>
現金及び預金	4,103,304	4,402,886	短期借入金	355,000	350,000
売掛金	97,589	95,560	1年内返済予定の長期借入金	50,000	121,875
有価証券	300,000	100,000	未払金	187,087	235,830
前払費用	107,203	78,106	未払費用	8,425	18,633
短期貸付金	893,125	817,527	未払法人税等	12,922	15,790
未収入金	264,159	354,855	預り金	2,901,315	2,126,039
未収還付法人税等	6,382	71,332	賞与引当金	9,888	9,563
その他	6,315	6,626	その他	4,611	5,035
貸倒引当金	△137,000	△241,000	<b>固定負債</b>	<b>202,072</b>	<b>243,034</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,985,167</b>	<b>4,371,637</b>	長期借入金	—	50,000
<b>有形固定資産</b>	<b>298,679</b>	<b>326,734</b>	退職給付引当金	135,184	143,455
建物付属設備	128,406	144,471	長期預り保証金	34,927	34,927
工具、器具及び備品	170,273	182,263	長期未払金	12,667	5,730
<b>無形固定資産</b>	<b>25,091</b>	<b>36,436</b>	その他	19,292	8,921
ソフトウェア	20,966	32,311	<b>負債合計</b>	<b>3,731,323</b>	<b>3,125,802</b>
電話加入権	4,124	4,124	<b>(純 資 産 の 部)</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,661,397</b>	<b>4,008,465</b>	<b>株主資本</b>	<b>5,894,278</b>	<b>6,931,616</b>
投資有価証券	132,818	179,890	<b>資本金</b>	<b>5,341,021</b>	<b>5,341,021</b>
関係会社株式	3,031,905	3,318,980	<b>資本剰余金</b>	<b>1,660,941</b>	<b>1,670,435</b>
関係会社長期貸付金	111,000	111,000	資本準備金	8,888	8,888
敷金及び保証金	392,780	392,780	その他資本剰余金	1,652,053	1,661,546
繰延税金資産	10,444	14,570	<b>利益剰余金</b>	<b>106,929</b>	<b>549,792</b>
その他	9,448	11,244	利益準備金	101,803	88,268
貸倒引当金	△27,000	△20,000	その他利益剰余金	5,126	461,524
<b>資産合計</b>	<b>9,626,247</b>	<b>10,057,532</b>	繰越利益剰余金	5,126	461,524
			<b>自己株式</b>	<b>△1,214,614</b>	<b>△629,632</b>
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>646</b>	<b>112</b>
			<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>646</b>	<b>112</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>5,894,924</b>	<b>6,931,729</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>9,626,247</b>	<b>10,057,532</b>

## 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	当 期 2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで	前 期 (ご参考) 2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで
<b>営業収益</b>	<b>1,483,342</b>	<b>1,676,983</b>
販売費及び一般管理費	1,666,738	1,753,801
<b>営業損失(△)</b>	<b>△183,395</b>	<b>△76,817</b>
<b>営業外収益</b>	<b>119,442</b>	<b>14,114</b>
受取利息	18,461	11,133
受取配当金	936	1,353
貸倒引当金戻入額	97,000	—
その他	3,043	1,628
<b>営業外費用</b>	<b>10,449</b>	<b>175,243</b>
支払利息	9,944	9,243
貸倒引当金繰入額	—	166,000
その他	504	—
<b>経常損失(△)</b>	<b>△74,403</b>	<b>△237,946</b>
<b>特別利益</b>	<b>8,380</b>	<b>—</b>
投資有価証券売却益	8,380	—
<b>特別損失</b>	<b>351,626</b>	<b>79,272</b>
固定資産除却損	8,710	650
投資有価証券評価損	42,840	—
関係会社株式評価損	300,074	78,622
<b>税引前当期純損失(△)</b>	<b>△417,649</b>	<b>△317,219</b>
法人税、住民税及び事業税	△114,024	△115,306
法人税等調整額	3,890	△2,160
<b>法人税等合計</b>	<b>△110,134</b>	<b>△117,466</b>
<b>当期純損失(△)</b>	<b>△307,515</b>	<b>△199,752</b>

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
2024年4月1日 残高	5,341,021	8,888	1,661,546	1,670,435	88,268	461,524	549,792
事業年度中の変動額						△307,515	△307,515
当期純損失						△135,347	△135,347
剰余金の配当					13,534	△13,534	—
利益準備金の積立							
自己株式の取得				△9,493	△9,493		
自己株式の処分				△9,493	△9,493		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	△9,493	△9,493	13,534	△456,397	△442,863
事業年度中の変動額合計	—	—	△9,493	△9,493	13,534	△456,397	△442,863
2025年3月31日 残高	5,341,021	8,888	1,652,053	1,660,941	101,803	5,126	106,929

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 評 価 差 額	証 券 金	
2024年4月1日 残高	△629,632	6,931,616		112	6,931,729
事業年度中の変動額					
当期純損失		△307,515			△307,515
剰余金の配当		△135,347			△135,347
利益準備金の積立		—			—
自己株式の取得	△678,255	△678,255			△678,255
自己株式の処分	93,273	83,780			83,780
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			533	533	533
事業年度中の変動額合計	△584,982	△1,037,338	533	533	△1,036,804
2025年3月31日 残高	△1,214,614	5,894,278	646	646	5,894,924

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社インプレスホールディングス  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本多茂幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内川裕介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インプレスホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インプレスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行つ。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社インプレスホールディングス  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本多茂幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内川裕介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インプレスホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社インプレスホールディングス 監査役会

常勤監査役 佐々木 敬 印

社外監査役 松本伸也 印

社外監査役 九里和男 印

以上

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定期株主総会	毎年6月に開催
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行(株)
同連絡先 (郵便物送付先・電話照会先)	三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	(株)東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL <a href="https://www.impressholdings.com/ir/">https://www.impressholdings.com/ir/</a> ※ただし、やむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載いたします。

### (ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。  
なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取り次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

本年の株主総会に係る招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りいたします。電子提供制度または書面交付請求に関する詳細は、下記までお問い合わせください。

### <電子提供制度に関するお問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部テレホンセンター 電子提供制度専用ダイヤル  
0120-696-505 (通話料無料／受付時間：土・日・祝日を除く平日9時～17時)  
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	12社
・主要な連結子会社の名称	(株)インプレス (株)リットーミュージック (株)エムディエヌコーポレーション (株)山と溪谷社 イカロス出版(株) (株)ICE (株)近代科学社 (株)PUBFUN (株)インプレス・デジタル・バリューズ (株)シフカ Impress Business Development(同) (株)IPGネットワーク

(株)天夢人は、2024年4月にイカロス出版(株)に吸収合併されたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(有)原の小屋は、2025年2月に保有株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数	2社
・会社等の名称	(株)編集工学研究所 (株)ファンギルド

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の(有)原の小屋の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、(有)原の小屋は2025年2月に保有株式を売却しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原のもの  
価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）なお、最終刷後6ヶ月以上を経過した売残り単行本については、法人税基本通達に基づいた評価基準を設け、一定の評価減を実施しております。

- ・仕掛品 個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産 定率法または定額法

##### ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法

##### ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は主として、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、当社グループは、IT、音楽、デザイン、山岳・自然、航空・鉄道、モバイルサービス、その他の報告セグメントごとに、事業を分類して収益を管理しております。

イ. 出版・電子出版事業

出版・電子出版事業においては、各種専門書籍や雑誌、電子書籍、季節商品（年賀状ムック、カレンダー、手帳）等、出版物の販売に加え、雑誌への広告掲載も行っております。書籍及び雑誌の販売については、当該製品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ただし、当社グループは、出版業界の慣行に従い、原則として出版取次経由で書店に配本した書籍及び雑誌等については、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。そのため、将来返品が見込まれる額を変動対価として販売時に収益を認識せず、返品資産及び返金負債を計上する方法を採用しております。返金負債の見積りについては、直近の販売額に過去の返品実績に基づいた率を乗じて算出し、返品資産は、返金負債をもとに書籍及びムックについて、回収すると見込める金額を見積もって計上しております。また、出版取次等に対する売上歩戻及び販売奨励金等のリベートについては、取引価格から減額する方法を採用しております。なお、売上歩戻については、出版取次等からの請求に基づいた金額を計上し、販売奨励金等のリベートについては、出版取次等との契約に基づき当期販売額を加味した見積額を算出して計上しております。電子書籍の販売に関しては、主に電子書籍販売ストア上でコンテンツの提供が確定した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。出版広告については、広告が掲載された製品を発売した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね2から7ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. ネットメディア・サービス事業

ネットメディア・サービス事業については、デジタル総合ニュースサービス「Impress Watchシリーズ」や「山と溪谷オンライン」等、各事業会社の専門的な情報をWebメディアによって発信しております。主な収益はWebメディアに広告を掲載する広告掲載料となり、Webメディアに掲載することが履行義務となります。広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1から2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. ターゲットメディア事業

ターゲットメディア事業については、「IT Leaders」「ネットショップ担当者フォーラム」等の専門性の高い分野の情報を、Webメディアを通じて企業向けに発信、またビジネスセミナーやイベントの開催等を実施しております。主な収益はWebメディアに広告を掲載する広告掲載料となり、Webメディアに掲載することが履行義務となります。広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ビジネスセミナーやイベントにおいては、主にビジネスセミナーやイベント等で収集したリード情報を顧客に提供することが履行義務となり、顧客との契約に基づいたリード情報を提供した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、一部のイベントにおいては、イベントを開催することが履行義務となり、イベントを開催した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1から2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 二. ソリューション事業

ソリューション事業については、各事業会社の専門コンテンツを活かし、企業や自治体向けのセールスプロモーションツール、Webサイト、出版物などの制作受託を行っております。当社グループは顧客に対して、契約に基づいて制作した製品を顧客に提供することが履行義務となります。当社グループは顧客との契約に基づいて制作した製品を顧客に納品し、当該製品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1から2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## ホ. プラットフォーム事業

プラットフォーム事業については、コンテンツホルダーとの協業による電子コミックプラットフォームの運営や楽器マーケットプレイス「デジマート」等、当社グループのプラットフォームを活かしたサービスを行っております。主な事業内容である電子コミックプラットフォームについては、顧客に対してアプリの開発・保守・運用等を提供することが履行義務となります。開発については、顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。保守・運用については、保守運用業務委託契約に基づき、契約期間にわたってスマートフォン向けアプリケーションの保守運用業務を提供する履行義務があります。月毎に、顧客からの業務内容確認をもって履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## ⑥ 重要なヘッジ会計の方法

### イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。

### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

### ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。

## 二. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

## ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### イ. 退職給付に係る会計処理の方法

#### i. 退職給付見込額の期間帰属方法

給付算定式基準によっております。

#### ii. 数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

□. グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は当社を通算親法人としてグループ通算制度を適用しております。

## 2. 重要な会計上の見積り

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 323,766千円

繰延税金負債との相殺前の金額は、324,052千円であります。

#### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当社グループはグループ通算制度を適用しており、地方税については翌期1年間の各社毎に算出した課税所得及びタックス・プランニングに基づき、連結法人税については、翌期1年間の連結課税所得及びタックス・プランニングに基づき、それぞれの繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

##### ②主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は売上高見込みであります。売上高見込みについては、事業区分毎の事業環境や各セグメントの事業計画の変動リスクを分析し、より確実性の高い課税所得の見積ったうえで、回収可能性の判断を実施しております。

なお、当該事業計画には、紙の出版市場及び電子出版市場のそれぞれの過去からのトレンドを基礎として、当社グループが取扱う製品の需要予測に加え、さらに原材料価格や配送価格等の製造から販売に至るコスト上昇リスクを加味しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業環境の変化等の見積りの不確実性により、課税所得の見積額が変わることで、繰延税金資産の回収予測額が変動し、課税所得に法定実効税率を乗じた金額だけ法人税等調整額及び当期純利益に影響を与える可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,055,081千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,371,500株	ー株	ー株	37,371,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	135,347	4.00	2024年3月31日	2024年6月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	その他資本剰余金	117,640	4.00	2025年3月31日	2025年6月26日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、業務提携等を目的とした株式等への投資を行っておりますが、資金運用につきましては短期的な預金等の安定運用を基本としております。また、資金調達につきましては、事業計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業との業務提携に関連する株式及び資金の安定運用を目的とした債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の財務状況悪化による損失の発生及び投資回収の遅延等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金・未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に対するリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

営業債権につきましては、グループ各社において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、リスク＆オポチュニティマネジメント規程に従い、貸倒れリスクの一元的な管理を行っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制する必要があると認められる場合は、格付の高い金融機関と金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。

投資有価証券につきましては、当社の投資管理規程に従い、時価や投資先企業の財務状態を把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金の調達については、資金調達手段の多様化、複数の金融機関との取引、長短の借入バランスの調整等により、流動性リスクのヘッジを図っております。

また、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により資金の一元的な管理を進めており、余剰資金の効果的な活用により資金効率の改善を図るとともに、グループ各社の業績及び資金繰りの動向を月次でモニタリングすることで、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	300,000	299,800	△200
その他有価証券	28,774	28,774	—
資産計	328,774	328,574	△200
(2) 長期借入金(* 2)	50,000	50,000	—
負債計	50,000	50,000	—

(\* 1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」について、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\* 2) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(\* 3) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	800,548

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	28,774	—	—	28,774
資産計	28,774	—	—	28,774

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	299,800	—	299,800
資産計	—	299,800	—	299,800
長期借入金	—	50,000	—	50,000
負債計	—	50,000	—	50,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 企業結合に関する注記

### (1) 事業分離

当社は、2025年1月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社山と溪谷社(以下、「山と溪谷社」という。)が所有する有限会社原の小屋(以下、「原の小屋」という。)の全株式を譲渡することを決議し、2025年2月1日付で譲渡いたしました。

#### ①譲渡先企業の名称

譲渡先は個人であり、守秘義務により非開示とさせていただきます。

#### ②譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 原の小屋

事業内容 山小屋の運営

#### ③株式譲渡を行った主な理由

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症を契機として成長した分野の市場に陰りが見え始め、厳しさを増しております。このような事業環境のもと、出版事業への経営資源の選択と集中を図るため、事業構造改革の一環として山と溪谷社が保有する原の小屋の全株式を譲渡することを決定いたしました。

#### ④株式譲渡日

2025年2月1日

#### ⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

### (2) 実施した会計処理の概要

#### ①譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 153,108千円

#### ②譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 10,779千円

固定資産 12,318千円

資産合計 23,097千円

流動負債 914千円

固定負債 175,292千円

負債合計 176,206千円

#### ③会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

### (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

山岳・自然セグメント

### (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

売上高 20,520千円

営業損失 1,411千円

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	IT	音楽	デザ イン	山岳・自 然	航空・鉄 道	モバイル サービス	計		
売上高									
コンテンツ事業	5,684,320	1,567,445	665,949	1,783,580	1,247,865	164,045	11,113,206	684,321	11,797,527
メディア＆サービス事業	5,305,436	1,454,757	665,949	1,695,495	1,180,082	95,650	10,397,372	210,519	10,607,891
出版・電子出版	2,570,241	1,359,073	662,775	1,618,930	1,138,029	95,650	7,444,701	167,050	7,611,751
ネットメディア・サービス	1,618,753	95,684	3,174	76,564	42,052	—	1,836,229	43,468	1,879,698
ターゲットメディア	1,116,441	—	—	—	—	—	1,116,441	—	1,116,441
ソリューション事業	378,883	112,687	—	88,084	67,782	68,395	715,833	473,802	1,189,635
プラットフォーム事業	276,322	483,714	—	—	—	1,500,481	2,260,519	329,008	2,589,527
顧客との契約から生じる収益	5,960,642	2,051,160	665,949	1,783,580	1,247,865	1,664,527	13,373,725	1,013,329	14,387,055
外部顧客への売上高	5,960,642	2,051,160	665,949	1,783,580	1,247,865	1,664,527	13,373,725	1,013,329	14,387,055

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、出版・電子出版、企業・自治体向けSP・PRツール及びWebサイト等の受託制作、ECプラットフォーム・出版流通プラットフォームの開発・運営、グループ各社の出版物流・販売管理等が含まれております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,830,195千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,233,514千円
返品資産（期首残高）	268,628千円
返品資産（期末残高）	261,951千円
返金負債（期首残高）	493,263千円
返金負債（期末残高）	520,729千円

当社グループの出版・電子出版事業においては、出版業界の慣行に従い、原則として出版取次経由で書店に配本した書籍及び雑誌等について、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを条件とする委託販売制度を採用しており、当該制度による将来返品が見込まれる額を変動対価として販売時に収益を認識せず、返品資産及び返金負債を計上しております。なお、約定期間（委託期間）は1から6ヶ月となっております。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 261円54銭

(2) 1株当たり当期純損失 3円26銭

(注) 1. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失 105,186千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 105,186千円

普通株式の期中平均株式数 32,311,230株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額 7,787,161千円

純資産の部の合計額から控除する金額 95,153千円

普通株式に係る期末の純資産額 7,692,007千円

1株当たり純資産額の算定に用いられた

期末の普通株式の数 29,410,133株

## 9. 重要な後発事象に関する注記

当社は2025年5月13日開催の取締役会において、2025年6月25日開催の第33期定時株主総会に「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更」及び「資本金の額の減少」を付議すること並びに「自己株式の消却」を決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、上記手続の過程において当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

### (1) 株式併合

#### ① 株式併合の目的

当社は、当社の株主を、当社の支配株主である塚本慶一郎氏及び有限会社T & C o. (以下、塚本敬一郎氏及び有)T & C o. を「残存株主ら」というのみとし、当社株式を非公開化するための手続として株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

#### ② 併合する株式の種類

普通株式

#### ③ 併合比率

当社株式について、3,306,600株を1株に併合いたします。

#### ④ 減少する発行済株式総数

29,409,885株

#### ⑤ 効力発生前における発行済株式総数

29,409,893株

（注）当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、2025年7月29日付で自己株式7,961,607株（2025年5月9日時点での当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしました。このため、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が2025年5月13日付で公表した「2025年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数（37,371,500株）から、当社が2025年7月29日付で消却する予定の自己株式7,961,607株を除いた株式数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本定期株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

#### ⑥ 効力発生後における発行済株式総数

8株

#### ⑦ 効力発生後における発行可能株式総数

32株

#### ⑧ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「①株式併合の目的」に記載のとおり、本株式併合により、当社の株主は残存株主らのみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。当該1株未満の端数に相当する数の株式については、当社株式が2025年7月28日をもって上場廃止となり、市場株価のない株式となる予定であることから、競売によって買付人が現れる可能性が期待できないこと等を踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、基準株式数に210円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

⑧株式併合の日程

- i ) 取締役会決議日 : 2025年5月13日
- ii ) 定時株主総会開催日 : 2025年6月25日
- iii ) 整理銘柄指定日 : 2025年6月25日
- iv) 売買最終日 : 2025年7月25日
- v ) 上場廃止日 : 2025年7月28日
- vi ) 株式併合の効力発生日 : 2025年7月30日

⑨一株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度期首に行われたと仮定した場合の、1株当たり情報は以下のとおりです。

- i ) 1株当たり純資産額 961,500,972円00銭
- ii ) 1株当たり当期純損失 13,148,289円62銭

(2)資本金の額の減少

①資本金の額の減少の目的

当社は、当社の株主を当社の支配株主である塙本慶一郎氏及び有限会社T & C o. のみとする株式併合を実施することに伴い、1株未満の端数の合計数に相当する株式の売却代金の支払のための分配可能額を確保することを目的としております。

②資本金の額の減少の内容

i ) 減少する資本金の額

資本金の額5,341,021,426円のうち5,241,021,426円を減少させ、100,000,000円といたします。

ii ) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

③資本金の額の減少の日程

- i ) 取締役会決議 : 2025年5月13日
- ii ) 資本金の減少の公告掲載日 : 2025年5月22日
- iii ) 債権者異議申述最終期日 : 2025年6月23日
- iv) 定時株主総会決議日 : 2025年6月25日（予定）
- v ) 減資の効力発生日 : 2025年7月1日（予定）

④その他重要な事項

本件は2025年6月25日開催予定の第33期定時株主総会において、(1)に記載した株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(3)自己株式の消却

①自己株式の消却の理由

当社の自己株式について、上場廃止に伴い株式報酬及びM&A等への活用という保有目的を喪失することを理由としております。

②償却の方法、消却する株式の種類及び株式の数

償却の方法 資本剰余金

株式の種類 当社普通株式

株式の数 7,961,607株（消却前の発行済株式の総数に対する割合21.30%）

③消却予定日

2025年7月29日

④その他重要な事項

本件は2025年6月25日開催予定の第33期定時株主総会において、(1)に記載した株式併合及び(2)に記載した資本金の額の減少に関する議案が承認可決されることを条件としております。

10. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）  |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券       |             |
- ・市場価格のない株式等以外のもの  
・市場価格のない株式等
- 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |          |                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産 | 定額法                                                    |
| ② 無形固定資産 | ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。 |

#### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- |           |                                                                                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                                                                        |
| ② 賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                                                                                        |
| ③ 退職給付引当金 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社の収益は、子会社からのグループ運営収入（経営指導料、受取手数料、グループ運営費、業務受託料）及び受取配当金となります。グループ運営収入については、子会社との契約内容に応じて、グループ運営のための各種サービス（経営指導、資産使用料、受託業務等）を提供することが履行義務であり、当該業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### (5) ヘッジ会計の方法

- |               |                                              |
|---------------|----------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法    | 金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段・・・金利スワップ<br>ヘッジ対象・・・借入金の利息             |

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

## 2. 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10,444千円

繰延税金負債との相殺前の金額は、10,729千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 418,213千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 1,260,463千円

② 短期金銭債務 3,005,956千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引

受取手数料 1,119,911千円

受取配当金 363,430千円

② 営業取引以外による取引

受取利息 17,680千円

支払利息 4,990千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,534,612株	4,950,380株	523,625株	7,961,367株

(注) 普通株式の自己株式の増加は単元未満株式の買取り及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少は、2024年7月1日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として処分したものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

總延税金資産	
賞与引当金	3,027千円
貸倒引当金	51,691千円
退職給付引当金	42,608千円
減価償却超過額	11,633千円
投資有価証券評価損	31,760千円
関係会社株式評価損	941,562千円
總越欠損金	322,695千円
未払事業所税	1,147千円
未払事業税	2,793千円
その他	4,092千円
總延税金資産小計	1,413,014千円
税務上の總越欠損金に係る評価性引当額	△322,695千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,079,589千円
評価性引当額	△1,402,284千円
總延税金資産合計	10,729千円
總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△285千円
總延税金負債合計	△285千円
合計	10,444千円

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)インプレス	東京都千代田区	90	IT・PC関連の出版事業、ネットメディア・サービス事業、ターゲット事業、ソリューション事業	100.0	資金の借入、役員の兼任	経営インフラの提供料(注1)	632,022	売掛金	44,086
							預り金の増加(注2)(注3)	632,559	預り金	1,797,944
							支払利息(注2)(注3)	3,129	—	—
子会社	(株)リットーミュージック	東京都千代田区	100	音楽・楽器関連の出版事業、ソリューション事業、楽器販売プラットフォーム事業	100.0	資金の借入、役員の兼任	経営インフラの提供料(注1)	181,084	売掛金	13,221
							預り金の増加(注2)(注3)	38,289	預り金	219,439
							受取利息(注2)(注3)	4,783	短期貸付金	260,219
子会社	(株)エムディエヌコーポレーション	東京都千代田区	50	デザイン・グラフィック関連の出版事業	100.0	資金の貸付、役員の兼任	受取利息(注2)(注3)	4,326	短期貸付金	201,897
子会社	(株)山と溪谷社	東京都千代田区	97	山岳・自然関連の出版事業、ネットメディア・サービス事業、ソリューション事業	100.0	資金の貸付、役員の兼任	経営インフラの提供料(注1)	271,632	売掛金	10,926
							預り金の増加(注2)(注3)	192,313	預り金	806,209
							支払利息(注2)(注3)	1,446	—	—
子会社	イカロス出版(株)	東京都千代田区	16	航空、鉄道、ミリタリー、レスキー関連の出版事業、スクール事業、ソリューション事業	100.0	資金の貸付、役員の兼任	受取利息(注2)(注3)	6,344	短期貸付金	381,589
子会社	(株)近代科学社	東京都千代田区	20	学術、理工学関連の出版事業	100.0	資金の貸付、役員の兼任	長期貸付金の貸付	—	長期貸付金	111,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- 市場価格、総原価、利用実態等を勘案して毎期価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
- 市場金利、調達コストを勘案して、取引条件を決定しております。
- 当社は、グループ全体の資金効率を高めることを目的に、資金の一元管理を行っており、余剰資金を預り金として当社に集約し、各社の資金需要に応じた貸付を実行しております。資金の取引金額は、資金の決済が隨時行われることにより把握が困難であるため期首と期末の差額を記載しております。

なお、当社は、債務超過となった子会社への短期貸付金及び長期貸付金に対し貸倒引当金を設定しており、当事業年度において貸倒引当金戻入益等97,000千円を計上し、当事業年度末の貸倒引当金残高は164,000千円となっております。

## 8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	200円44銭
(2) 1株当たり当期純損失	9円52銭
(注) 1. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	307,515千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純損失	307,515千円
普通株式の期中平均株式数	32,311,230株
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	5,894,924千円
純資産の部の合計額から控除する金額	一千円
普通株式に係る期末の純資産額	5,894,924千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	29,410,133株

## 10. 重要な後発事象に関する注記

当社は2025年5月13日開催の取締役会において、2025年6月25日開催の第33期定時株主総会に「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更」及び「資本金の額の減少」を付議すること並びに「自己株式の消却」を決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、上記手続の過程において当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細につきましては連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

## 11. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 定時株主総会 会場ご案内

会場 東京都千代田区九段北一丁目8番10号(住友不動産九段ビル)  
ベルサール九段 3階ホール

「九段下」駅から会場までのアクセス

交通のご案内

東京メトロ東西線  
「九段下」駅《7番出口》徒歩3分

東京メトロ半蔵門線・都営新宿線  
「九段下」駅《5番出口》徒歩5分

- 株主総会当日の様子は、インターネットのライブ配信を通じてご覧いただくことができます。当社ウェブサイト(アドレス <https://www.impressholdings.com/ir/investor/meeting/>)にてご案内しておりますので、こちらもあわせてご活用ください。なお、ライブ配信ご視聴の方におかれましては当日議場での議決権行使ならびにご質問を承ることができません。事前の書面またはインターネットによる議決権行使をご活用ください。
- 当日ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいま  
ようお願い申し上げます。